

中間市デジタル田園都市構想 総合戦略（案）

令和7（2025）年度～令和11（2029）年度

令和7（2025）年4月
中間市

目 次

第1章 中間市デジタル田園都市国家構想総合戦略

1. 策定の趣旨	1
(1) これまでの地方創生	1
(2) これまでの検証結果	3
(3) これからの地方創生	7
2. 本総合戦略の位置付け	9
3. 国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の全体像	10
(1) 基本的な考え方	10
(2) 施策の方向	10
4. 基本方針	12
5. 地域ビジョン	12
6. 計画期間	12
7. 本総合戦略の推進にあたって	12
(1) 計画の推進体制	12
(2) 計画の進行管理	13
(3) データ等のエビデンスの収集	13
(4) SDGsの視点を踏まえた計画の推進	13

第2章 人口ビジョン

1. 人口の状況	16
(1) 総人口等の推移	16
(2) 自然増減の推移	18
(3) 合計特殊出生率の推移	19
(4) 女性人口の推移	20
(5) 社会増減の推移	21
(6) 年齢3区分人口でみた人口移動の状況	22
(7) 性別・年齢階級別にみた人口移動の状況	23

2. 将来の人口展望.....26

第3章 総合戦略の基本戦略と施策の展開

1. 基本戦略.....28

2. 施策の展開.....30

基本目標 1

安定した雇用の創出と産業の活性化.....30

基本目標 2

若い世代が結婚・出産・子育ての希望を実現できる環境の整備.....35

基本目標 3

中間市の地域資源を活かした新たな人の流れの創出.....42

基本目標 4

官民連携や安全・安心な暮らしの確保など時代に合った
地域づくりの推進.....48

第1章 中間市デジタル田園都市構想総合戦略

1. 策定の趣旨

(1) これまでの地方創生

第1期 平成27年度～令和元年度（2015年度～2019年度）

[振り返り]

我が国の人口は、平成20（2008）年以降減少傾向をたどり、加速度的に人口減少社会が進展することが予想されてきました。人口減少による消費・経済力の低下は、日本の経済社会に対して大きな負荷をかけることとなります。

そこで、国民一人ひとりが夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保、地域における魅力ある多様な就業機会の創出等の一体的な推進を目指し、平成26（2014）年11月28日に「まち・ひと・しごと創生法」が施行されました。

国は、同年12月27日に人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（以下「国の長期ビジョン」という。）及び今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「国の総合戦略」という。）をそれぞれ閣議決定し、まち・ひと・しごと創生に総合的に取り組むこととしました。

まち・ひと・しごと創生については、国と地方が一体となり、中長期的視点に立って取り組む必要があることから、市町村においては、国の長期ビジョン及び国の総合戦略を勘案しつつ、人口の現状と将来の展望を提示する「地方人口ビジョン」を策定し、これを踏まえて今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「地方版総合戦略」を策定することとしました。

中間市においても、「国の総合戦略」の内容を勘案しつつ、本市が有するさまざまな地域資源や優位性を最大限に活かしながら、将来にわたり自律的で持続的な地域社会を創生するため「中間市まち・ひと・しごと創生総合戦略」

（以下「中間市版総合戦略」という。）を策定し、平成28（2016）年3月に公表しました。第1期の平成27年度（2015年度）から令和元（2019）年度の5年間、本市では将来にわたり自律的で持続可能な地域社会であることを目指し

て観光を切り口として注力してきました。これは、平成27（2015）年度に「明治日本の産業革命遺産」のうち、製鉄・製鋼分野の構成資産の一つとして世界遺産に登録された遠賀川水源地ポンプ室をはじめ本市の地域資源を発信することによって交流人口を増加させ定住人口に結びつける取組であり、目標年度である令和元（2019）年度においてKPI*¹である観光入込客数は68,000人、空き家バンクの成約件数は5年間で累計130件となっております。この間、中間市の住民基本台帳人口は、平成27（2015）年9月末の43,367人から令和元（2019）年9月末の41,574人へ推移しています。

一方、人口ビジョンにおける推計では、平成27（2015）年度41,675人から令和2（2020）年度39,170人となっており、共に減少傾向でありながらもその速度は現状の方がやや緩やかとなりました。総合戦略において「地元産業の活性化、移住・定住促進、子育て支援、安全・安心なまちづくりの推進」などの施策を展開してきた本市の地方創生に関する取組が一定の成果をあげていることがうかがえます。これは、住民基本台帳と国勢調査では人口算定方法が異なるため、減少率の単純比較はできないことに留意しなければなりません。人口構造は両者とも65歳以上人口が3割台半ばを示しており、依然として少子高齢化傾向であると言えます。

第2期 令和2年度～令和6年度（2020年度～2024年度）

国はこれまでの総合戦略の効果検証の結果、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間で第2期総合戦略期間として引き続き人口の東京一極集中の是正と地方創生に取り組むこととして、令和元（2019）年12月に「継続は力なり」という姿勢を基本に国の長期ビジョン（令和元年改訂版）及び第2期の国の総合戦略を閣議決定しました。

第2期ではsociety5.0 やSDG sといった未来志向の概念を取り入れ、AIやIoTの活用によって新たな付加価値を生み出したり、多種多様な人材が連携したりすることで地方創生を推進することとしました。関係人口の創出という、定住人口と交流人口に代わる地域の担い手の発掘に着目していることも特徴でありました。

地方版総合戦略は国の総合戦略を勘案して策定することとなっており、まち・ひと・しごと創生法に基づき国・県・市町村が一体となって取り組むこと

が必要とされ、本市においても中間市人口ビジョンを踏まえた上で実情に応じた5か年の目標や具体的な施策を設定した第2期中間市版総合戦略を令和2(2020)年3月に策定しました。この時期、本市の財政状況は予断を許さぬ厳しい局面にあり、政策の実施には選択と集中が必須で、第1期中間市版総合戦略の成果を踏まえ限りある財源を集中する分野を選択し、持続可能な地域を目指すこととなりました。そこで、本市の地域課題解決に向けてsociety5.0に示された先端技術を活用し、また、SDGsの趣旨に鑑み、将来にわたって持続可能な地域づくりを目指すこととしました。

(2) これまでの検証結果

○就労機会の拡大（新規起業家に対する支援）

【成果】

市役所内に創業支援に係るワンストップ窓口を設け、商工会議所や地域金融機関と連携を図りながら新規起業家支援を行ってきました。また、商工会議所による創業相談のほか、事業のデジタル化に関する個別の相談会を実施してきた結果、年間起業家件数は一定数の増加となりました。

【課題】

各種相談件数は伸びてきているところであり、特にチャレンジショップに関しては多くの出店相談をいただいているところですが、区画が最大4件で2年スパンでの入れ替えということもあり、毎年多くの創業は見込めません。引き続き商工会議所や地域の金融機関と連携し、SNS等を駆使して創業支援に関する情報を広く周知していく必要があります。

○地元産業の活性化（おいしい農家推進事業）

【成果】

農業の6次産業化を進めるために広く周知を図ってきました。6次産業化に向けた商品開発を進めている方々は少数であり、特に農業従事者は高齢を理由として6次産業化は困難という声が多い中、一定数の商品を開発することができました。

【課題】

6次産業化に関する魅力を広く伝えていくため、国や県のセミナー・個別研

修の情報について所管課窓口やホームページでの情報提供、生産組合へのチラシ配布などにより広く発信していくとともに、引き続き農業者や加工業者、販売業者と協力し商品開発を進めていく必要があります。

○子ども・子育て支援の充実（子育て支援センターの利用促進）

【成果】

地域で子育てできる環境づくりとして子育て支援センターの利用促進を図ってきました。新型コロナウイルス感染症の影響により利用人数の制限、利用時間の制限等を設ける必要があり、一時期は利用者が減少しましたが、新型コロナウイルス感染症が5類*²に移行した後は、徐々に利用者の増加に転じました。

【課題】

出生数の減少、保育所等入所による利用者数の減少等は今後も継続すると考えられます。利用者に安心感を与えられるように、こども家庭センターを中心に子どもに関するあらゆるサポートを実施していくとともに、世代間交流などの新規事業を展開し利用者の増加を図っていく必要があります。

○教育環境の整備・推進（小中連携学力アップの推進）

【成果】

教育長を長とする小中連携会議を実施し、全国、県及び中間市学力調査の結果分析を共有するとともに、各中学校区ごとの児童生徒の実態に応じた継続性、発展性のある学力向上の取組を計画し、取組指標・成果指標やアンケート結果を基に検証しながら実践することができました。

また、学級集団アセスメント(hyper-QU)*³を年2回実施し、児童生徒の人間関係や学習意欲等を客観的に把握し、より良い学級集団づくりに反映させることができました。

【課題】

授業デザイナー研修の成果を活かし、ICT推進リーダーの教員が研修講師となり市内教員のスキルに応じた研修を行う取組が全国で評価され、この研修を通じて市内教員の授業におけるタブレット利活用が大きく進みました。今後も継続的に取り組んでいくことにより、子どもたちの一層の学力向上につなげて

いくこととしています。

また、全ての児童生徒にとって居心地が良く、かつ学び続ける学級集団づくりに加えて、個別最適な学びと協働的な学びの実現による高い水準での学力維持に努めていく必要があります。

○移住・定住の推進（空き家バンク制度の導入及び推進）

【成果】

移住・定住の受入体制の整備として固定資産税納税通知書等に空き家バンク制度の案内を同封し、空き家バンク制度への登録を促しました。その結果、空き家バンクへの登録件数が増加するとともに、各種補助金制度の活用もあり、売買件数についても増加し、市外からの移住者の増加につながりました。

【課題】

本市の空き家は増加傾向にあることから、市内の不動産業者の協力を得ながら空き家バンクへの登録を促します。また、さまざまなイベントに参加し本市の魅力を広くPRするとともに各種補助金制度を活用し、より一層の移住者の増加につなげていく必要があります。

○地域資源を活かした観光の振興（世界遺産等を活用した地域活性化）

【成果】

遠賀川水源地ポンプ室フットパスやなかま産業遺産ライトアップなどを実施し、世界遺産の価値や産業遺産の楽しみ方を知ってもらうとともに、着地型観光プログラム*4の展開を図ることで本市への来訪を促しました。

また、県や北九州市・大牟田市の世界遺産部局等と連携し、世界遺産キッズアカデミー*5や絵手紙コンクールなどの取組を進め、世界遺産の価値を次世代へ継承するとともに、世界遺産オンラインミュージアムの取組を継続し、世界遺産の価値の周知につなげました。

【課題】

遠賀川水源地ポンプ室を中心とした世界遺産の価値の周知や来訪促進を図るため、関係各所と連携し継続性のあるイベントの開催に加え、令和7年度の世界遺産登録10周年を見据え、産業遺産や世界遺産を楽しむことのできる産業観光をテーマとした着地型観光プログラムを充実していく必要があります。

○協働のまちづくりの推進（ふるさとみまわり隊の充実）

【成果】

安全・安心な地域づくりを推進することを目的に、ふるさとみまわり隊の組織数を増やすための隊員募集のチラシを作成し広く募集を図ってきましたが、活動している隊員の高齢化に伴う組織の解散などもあり、減少する結果となりました。

【課題】

ふるさとみまわり隊の大本となる自治会組織自体が高齢化していることに伴う担い手不足が大きな要因と考えられていることから、全国的に活動が盛んな自治体を参考として、本市の特性に合った有効な手段を実践していかなければなりません。

人口減少が進んでいくと、自治会単位での活動に支障をきたすことは明らかであることから、各小学校区に設置されているまちづくり協議会単位で活動を継続していくことも視野に入れていく必要があります。

○地域・企業・大学等との連携（かわまちづくり*⁶イベントの開催）

【成果】

新型コロナウイルス感染症の影響により、本市主導による大型イベントの実施はできませんでしたが、民間主導による大規模な釣りイベントやウエイクボード大会などが河川敷で開催され、にぎわいの創出につながりました。

【課題】

市役所前の河川敷において、遠賀川を活用した新たなにぎわいの場を創出することを目的とした「かわまちづくり計画」に基づく環境整備を国土交通省とともに進めています。

整備された環境を活かすとともに、民間事業者等も河川空間で営業活動を行うことができるようにする制度である河川空間のオープン化*⁷を進め、水辺空間を活用した各種イベントを実施することにより、水辺空間のにぎわいの創出に努めていく必要があります。

(3) これからの地方創生

令和7(2025)年度～[新規]

令和3(2021)年11月、国は、地域の豊かさをそのままに、都市と同じ、または違った利便性と魅力を備えた、魅力溢れる新たな地域づくりを目指す、デジタル田園都市国家構想の議論を開始し、令和4(2022)年12月には、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5か年の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しました。これは、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指すと言われています。併せて、これまでの地方創生の取組も、蓄積された成果や知見に基づき、地域ビジョンを再構築し、改善を加えながら推進していくことが重要とされています。

本市においては、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を踏まえ、第2期中間市版総合戦略における地方創生の取組を継続するとともに、デジタルの力を活用してその取組を加速化・深化させるために、令和7(2025)年度～令和11(2029)年度までに取り組むべき計画として、「中間市デジタル田園都市構想総合戦略」(以下「本総合戦略」という。)を策定します。本総合戦略は、『『人口ビジョン』の下に5年間の基本目標や施策を『総合戦略』に掲げて実行する』という第2期の枠組みを維持して策定を行い、デジタルの力を活用して人口減少や少子高齢化、地域経済の縮小などの諸課題に取り組んでいきます。

【用語解説】

*1 KPI

「Key Performance Indicator」の略。施策ごとの進捗状況を検証するために設定する重要業績評価指標のことです。

*2 5類

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律で定められた「5類感染症」の位置づけのことです。新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日から季節性インフルエンザなどと同じ「5類感染症」に移行したことから、法律に基づいた外出自粛の要請などはなくなり、感染対策は個人の判断に委ねられることとなりました。

*3 学級集団アセスメント hyper -QU

学校生活における児童生徒の満足感や意欲、学級集団の状態等を質問紙によって測定するもので、実施校においては、教員の日常観察や面談による児童生徒理解を補い、児童生徒や学級の状態の客観的・多面的な理解に活用でき、いじめや不登校、学級の荒れ等の未然防止に役立てることが出来ます。

また、教育活動や学級経営を検証したり、困難な状況にある学級に対する組織的な対応策を検討する客観的データとして活用したりすることも出来ます。

*4 着地型観光プログラム

「旅行者を受け入れる側の地域 = 着地側」がその地域の魅力を伝える観光資源をもとにした観光商品や体験プログラムを企画・運営する観光の形態です。地域の魅力を前面に押し出した内容で地元のプロモーションができるという点が大きな魅力です。

また、ただ単に地元の事業者や観光関係者などがプランを企画するだけでなく、旅行に訪れる個人々が独自にその企画されたプランを組み合わせることで観光ルートを決め、自由に観光地や店舗を訪れる形態であることも大きな特徴です。

*5 世界遺産キッズアカデミー

「明治日本の産業革命遺産」福岡県世界遺産連絡会議（福岡県、北九州市、大牟田市、中間市で構成）が主催する事業です。各構成資産の歴史や価値について学ぶオンライン講座を受講後、児童が各校ごとに分かれて関心のある事項を調査し、その成果を相互に発表することで交流を図ります。

*6 かわまちづくり

地域が持つ「資源」や地域の創意としての「知恵」を活かし、地方公共団体や地元住民との連携の下で立案された実現性の高い河川や水辺の整備・利用を行う「かわまちづくり」の推進に対して、河川管理者が支援する制度です。

中間市は同制度を利用し、平成 31 年 3 月 8 日に国土交通省から計画の認定を受けました。

○ソフト支援：優良事例等に関する情報提供のほか、河川敷のイベント施設やオープンカフェの設置等、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とする「都市・地域再生等利用区域」の指定等を支援。

○ハード支援：治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援。

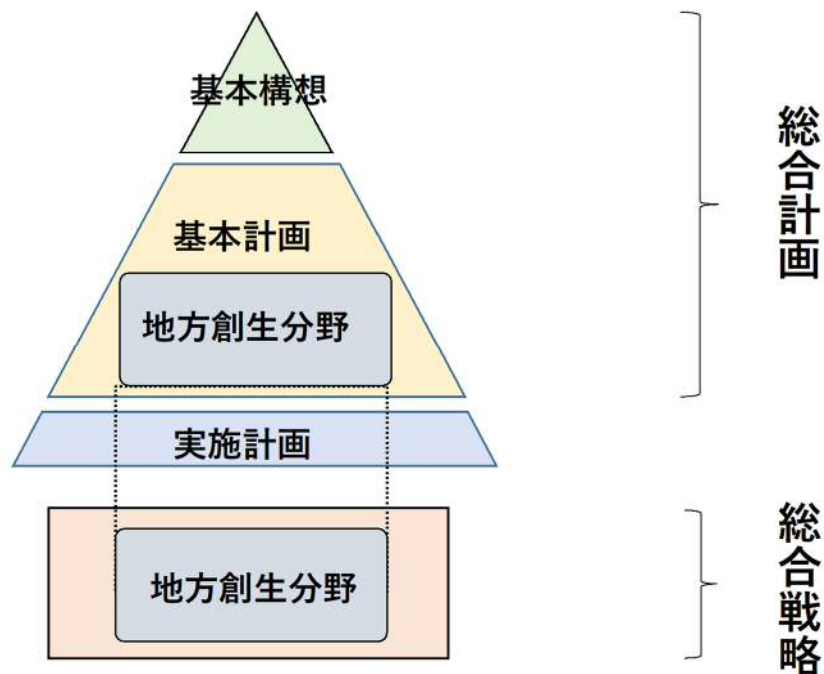
*7 河川空間のオープン化

平成 23 年に河川空間の利活用に関する規制が緩和され、営業活動を行う民間事業者等による河川敷地の占有が可能となりました。これによって、水辺のオープンカフェや川床、イベント広場などによる多様な利活用が進められ、魅力的な水辺空間が誕生しています。

2. 本総合戦略の位置付け

本市では、市の最上位計画として令和6（2024）年度から令和15（2033）年度までを計画期間とする「中間市第5次総合計画」に基づき、「夢がかなうまち なかま」を市の将来像に掲げ、新たなまちづくりに向けた各種施策を展開しています。

一方、本総合戦略は将来的な人口減少を克服するとともに、当面の人口減少に適応していく2つの視点に立ち国の「まち・ひと・しごと創生法」及び「デジタル田園都市国家構想基本方針」並びに「中間市第5次総合計画」に基づき、本市が抱える課題を解決し、地域の実情に応じた具体的な施策をまとめるものであり地方創生に寄与する施策を、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」や県の総合戦略を勘案しつつ、効果の高い施策を集中的に実施していくものです。



3. 国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の全体像

(1) 基本的な考え方

- テレワークの普及や地方移住への関心の高まりなど、社会情勢がこれまでとは大きく変化している中、今こそデジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す。
- 東京圏への過度な一極集中の是正や多極化を図り、地方に住み働きながら、都会に匹敵する情報やサービスを利用できるようにすることで、地方の社会課題を成長の原動力とし、地方から全国へとボトムアップの成長につなげていく。
- デジタル技術の活用は、その実証の段階から実装の段階に着実に移行しつつあり、デジタル実装に向けた各府省庁の施策の推進に加え、デジタル田園都市国家構想交付金の活用等により、各地域の優良事例の横展開を加速化する。
- これまでの地方創生の取組も、全国で取り組まれてきた中で蓄積された成果や知見に基づき、改善を加えながら推進していくことが重要である。

(2) 施策の方向

デジタルの力を活用した地方の社会課題解決

デジタルの力を活用して地方の社会課題解決に向けた取組を加速化・深化

①地方に仕事をつくる

スタートアップ・エコシステムの確立、中小・中堅企業 DX（キャッシュレス決済、シェアリングエコノミー等）、スマート農林水産業・食品産業、観光 DX、地方大学を核としたイノベーション創出等

②人の流れをつくる

「転職なき移住」の推進、オンライン関係人口の創出・拡大、二地域居住等の推進、地方大学・高校の魅力向上、女性や若者に選ばれる地域づくり等

③結婚・出産・子育ての希望をかなえる

結婚・出産・子育ての支援、仕事と子育ての両立など子育てしやすい環境づく

り、こども政策における DX 等のデジタル技術を活用した地域のさまざまな取組の推進等

④魅力的な地域をつくる

教育 DX、医療・介護分野 DX、地域交通・インフラ・物流 DX、まちづくり、文化・スポーツ、防災・減災、国土強靱化の強化等、地域コミュニティ機能の維持・強化等

地方のデジタル実装を下支え

デジタル実装の基礎条件整備

デジタル実装の前提となる取組を国が強力に推進

①デジタル基盤の整備

デジタルインフラの整備、マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大、データ連携基盤の構築（デジタル社会実装基盤全国総合整備計画の策定等）、ICT の活用による持続可能性と利便性の高い公共交通ネットワークの整備、エネルギーインフラのデジタル化等

②デジタル人材の育成・確保

デジタル人材育成プラットフォームの構築、職業訓練のデジタル分野の重点化、高等教育機関等におけるデジタル人材の育成、デジタル人材の地域への還流促進、女性デジタル人材の育成・確保等

③誰一人取り残されないための取組

デジタル推進委員の展開、デジタル共生社会の実現、経済的事情等に基づくデジタルデバイドの是正、利用者視点でのサービスデザイン体制の確立等

参照：デジタル田園都市国家構想総合戦略（2022年12月23日）
内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局

4. 基本方針

人口減少や少子高齢化、地域経済の縮小など本市が直面している課題に対して、国が示す「デジタルの力を活用した地方の社会問題解決・魅力向上」の考え方にに基づき、これまで取り組んできた地方創生の意識や取組を継承させます。

さらに、デジタル技術の活用を含む効果的なサービスにより、将来にわたり安定した人口、地域の担い手の維持を図るとともに、人口減少の克服、地域経済の持続的な発展、持続可能なまちづくりを推進します。

5. 地域ビジョン

中間市第5次総合計画においては、将来像に「夢がかなうまち なかま」を掲げ、市民、事業者、市が共に力を合わせて郷土への愛着や誇りを抱きつつ、安全で安心して暮らすことができるまちを目指しています。これに基づいた本総合戦略においては、同計画の将来像を踏襲しつつ、デジタルの力を活かしてさらに発展させていくため、地域ビジョンを「デジタルの力を活かした 夢がかなうまち なかま」とし、その実現を目指していきます。

6. 計画期間

令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

7. 本総合戦略の推進にあたって

（1）計画の推進体制

本総合戦略の推進にあたっては、中間市まち・ひと・しごと創生有識者会議において、本総合戦略の進捗状況等を踏まえた計画の検証や見直しに向けた意見・提言をいただきます。

また、いただいた意見・提言を踏まえ、中間市まち・ひと・しごと創生本部会議において、本総合戦略の見直しに係る審議や総合戦略を効果的に推進するための庁内の総合調整を進めます。

(2) 計画の進行管理

基本目標に係る数値目標や具体的な施策に係る重要業績評価指標（KPI）の達成度をもとに、実施した施策・事業の効果をPDCAマネジメント・サイクルにより検証し、必要に応じて見直しを行いながら、各種施策・事業を推進します。

(3) データ等のエビデンスの収集

社会課題の解決を効果的・効率的に推進するため、地域経済分析システム（RESAS）*¹、地域経済循環分析*²等の地域経済に関するデータを活用するとともに、内部で保有する情報を分析しエビデンスに基づいた政策を企画立案（EBPM*³）していきます。そのためには、さまざまな情報を蓄積しデータベースを構築していくことが必要です。本総合戦略を推進しつつ各種データを収集し、そのデータを政策に変換し次期総合戦略に反映させることとします。

(4) SDGsの視点を踏まえた計画の推進

SDGsは、「Sustainable Development Goals」（持続可能な開発目標）の略であり、令和12（2030）年までの長期的な開発の指針として、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された国際社会共通の目標です。

SDGsでは、「地球上の誰1人として取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を総合的に解決し、持続可能な世界を実現するために、17の目標と169のターゲットが掲げられています。

SDGsの17の目標に示される多様な項目の追求が、地域における諸課題の解決に貢献し、地方創生を推進するものであることから、本市においても、総合戦略に掲げる各施策・事業を推進するにあたっては、SDGsを常に意識し、持続可能な地域づくりを目指します。

【用語解説】

*1 地域経済分析システム（RESAS）

内閣官房のデジタル田園都市国家構想実現会議事務局及び内閣府地方創生推進事務局が運用している産業構造や人口動態、人の流れなどに関する官民のいわゆるビッグデータを集約し、可視化を試みるシステムです。

*2 地域経済循環分析

地域経済の強みと弱み、そして、所得の流出入を把握し、この結果に基づいて、地域経済の対策を導くための分析のことです。

*3 EBPM

EBPM（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング）とは、経験や直感ではなく、データや合理的根拠をもとに政策を立案することです。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGsの17のゴール

 <p>目標1 貧困をなくそう 「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」</p>	 <p>目標2 飢餓をゼロに 「飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」</p>
 <p>目標3 すべての人に健康と福祉を 「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」</p>	 <p>目標4 質の高い教育をみんなに 「すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」</p>
 <p>目標5 ジェンダー平等を実現しよう 「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女子の能力強化を行う」</p>	 <p>目標6 安全な水とトイレを世界中に 「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」</p>
 <p>目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 「すべての人々の安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する」</p>	 <p>目標8 働きがいも経済成長も 「包括的かつ持続可能な経済成長、及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と適切な雇用（ディーセント・ワーク）を推進する」</p>
 <p>目標9 産業と技術革新の基礎をつくろう 「強靱なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの拡大を図る」</p>	 <p>目標10 人や国の不平等をなくそう 「各国内及び各国間の不平等を是正する」</p>
 <p>目標11 住み続けられるまちづくりを 「包括的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する」</p>	 <p>目標12 つくる責任つかう責任 「持続可能な生産消費形態を確保する」</p>
 <p>目標13 気候変動に具体的な対策を 「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」</p>	 <p>目標14 海の豊かさを守ろう 「持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する」</p>
 <p>目標15 陸の豊かさを守ろう 「陸域生態系の保護・回復持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の防止及び生物多様性の損失を阻止する」</p>	 <p>目標16 平和と公正をすべての人に 「持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る」</p>
 <p>目標17 パートナーシップで目標を達成しよう 「持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」</p>	

第2章 人口ビジョン

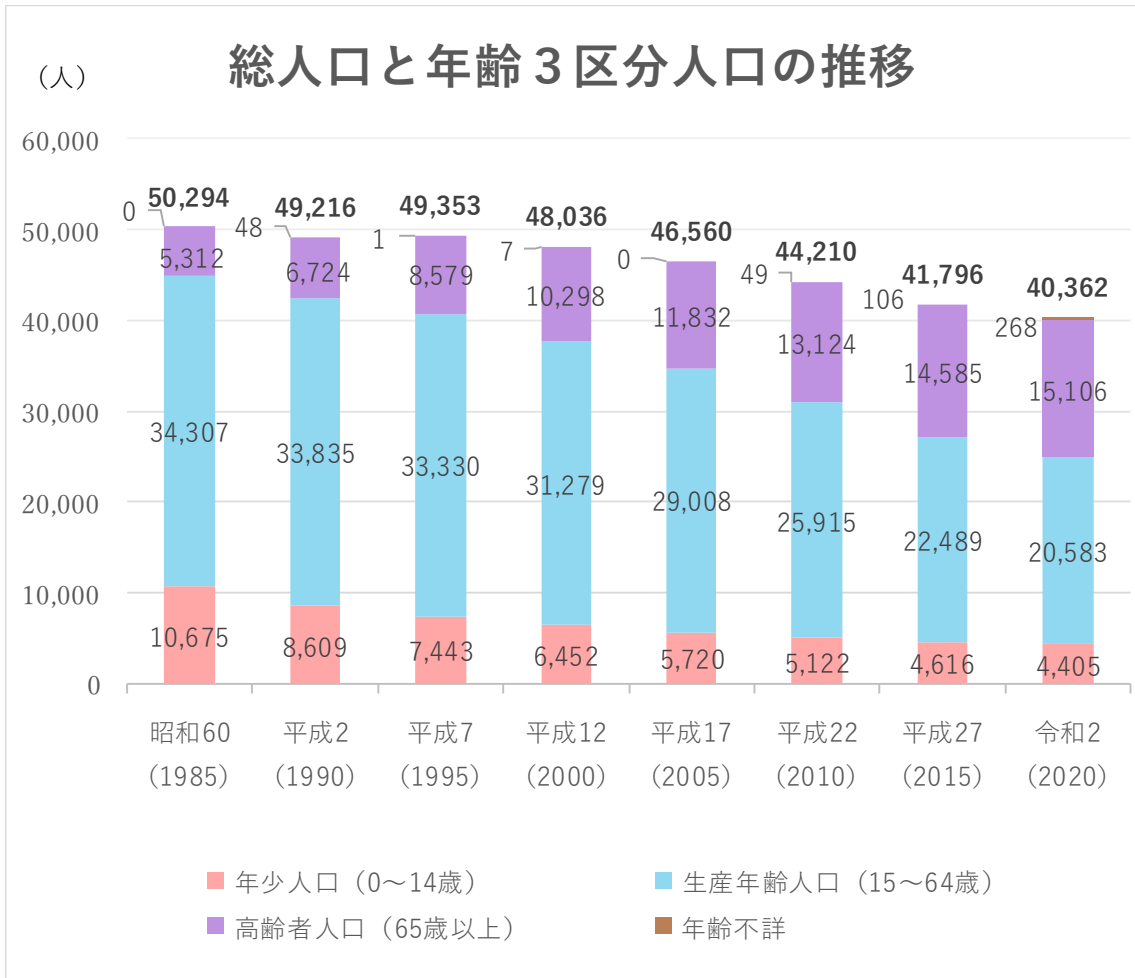
1. 人口の状況

(1) 総人口等の推移

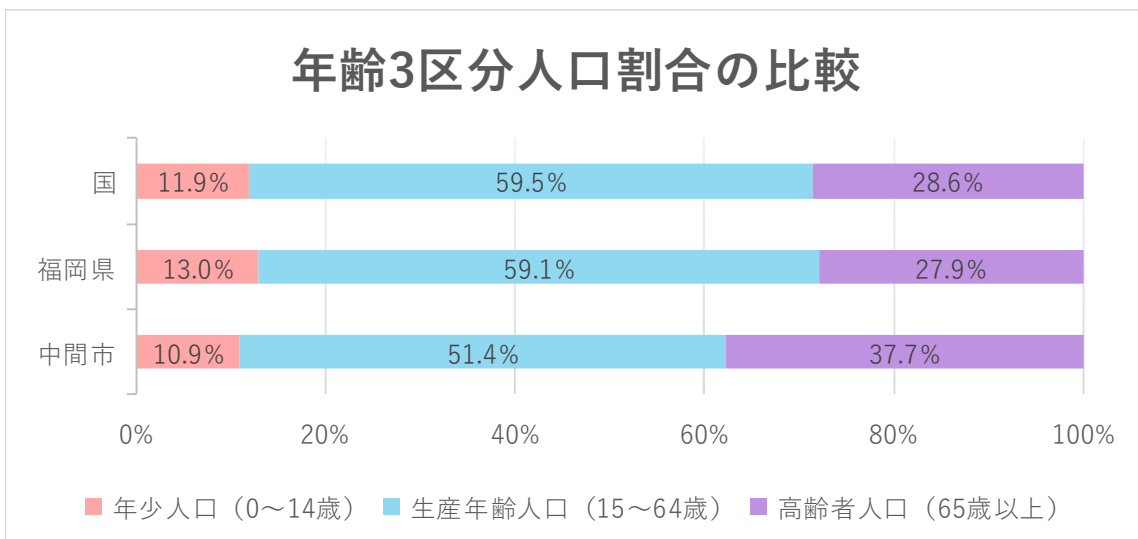
国勢調査によると、本市の総人口は、昭和60（1985）年をピークに減少に転じ、令和2（2020）年では40,362人となっています。

年齢3区分人口では、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向で推移しています。一方、高齢者人口（65歳以上）は、昭和60（1985）年以降、増加傾向で推移しています。

令和2（2020）年の年齢3区分人口割合を比較すると、年少人口割合は国、県と同水準となっていますが、高齢者人口割合は、37.7%と国、県を大きく上回り、生産年齢人口割合は、国、県を下回っています。



資料：総務省「国勢調査」



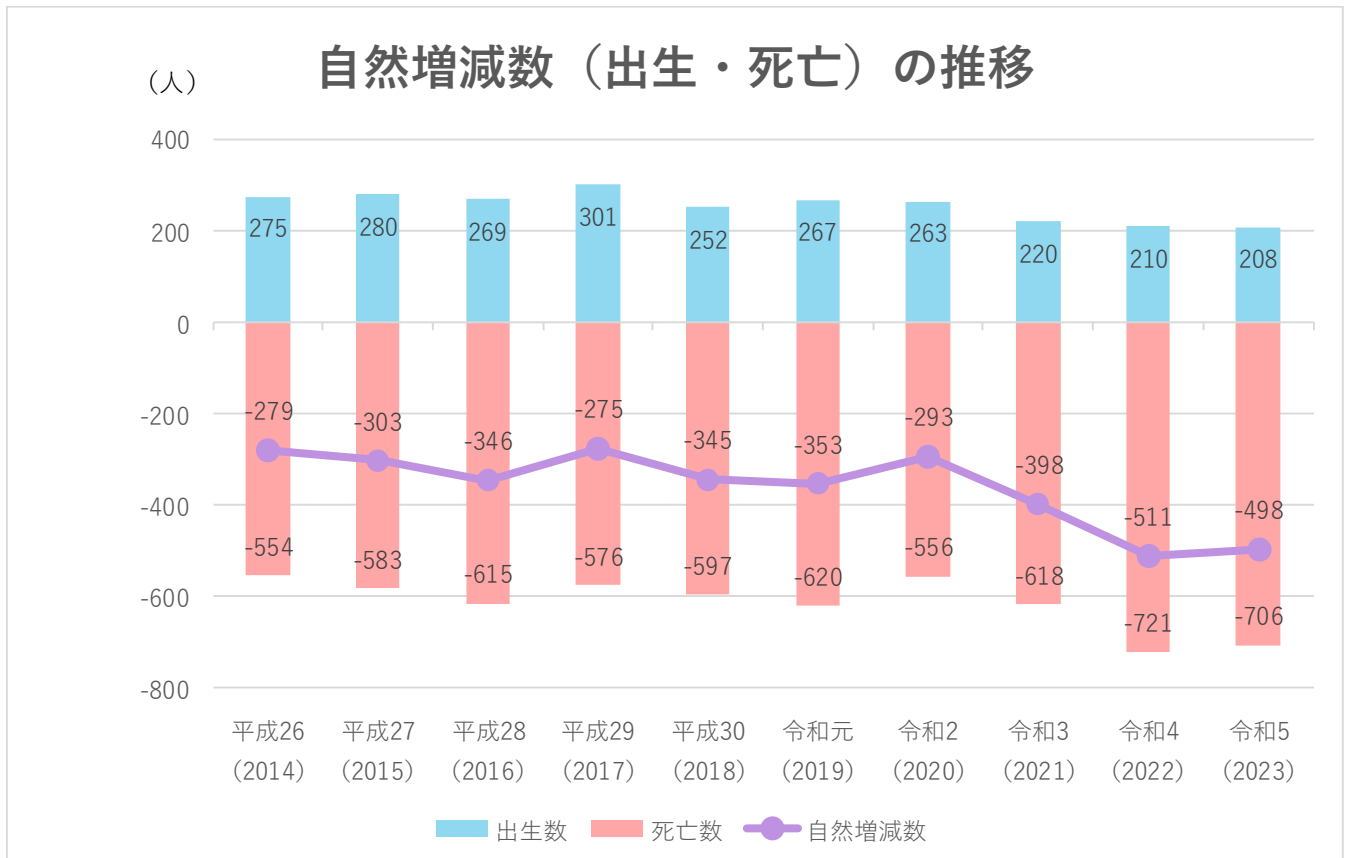
資料：総務省「令和2年国勢調査」

(2) 自然増減の推移

住民基本台帳に基づき自然増減について直近の推移をみると、出生数は減少傾向にあり、令和5（2023）年では年間208人となっています。

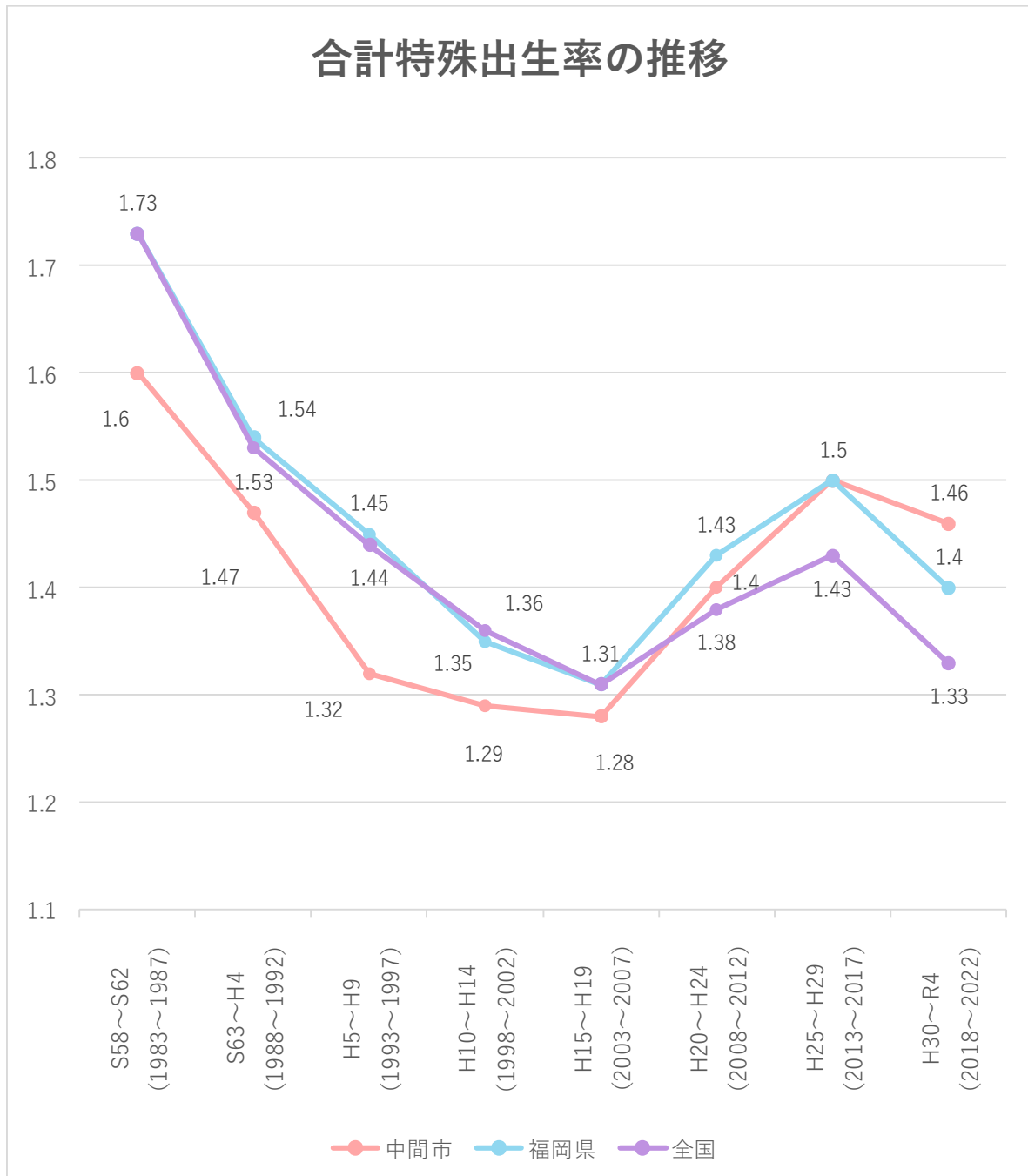
一方、死亡数をみると、令和4（2022）年に700人台を超え、令和5（2023）年では年間706人となっています。

死亡数が出生数を常に上回り、自然減が続いています。



(3) 合計特殊出生率の推移

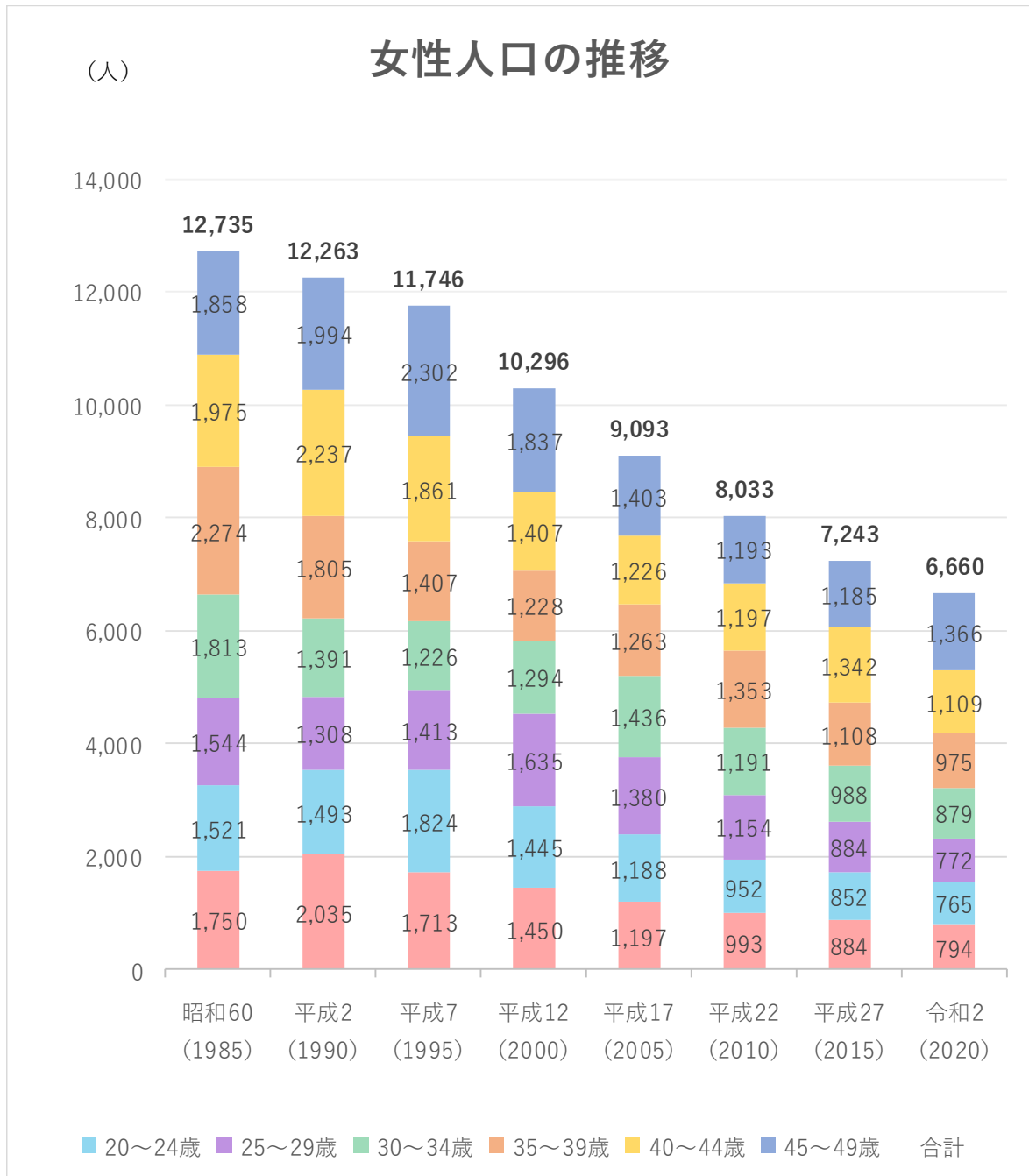
合計特殊出生率（15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が生涯に何人の子どもを産むかの平均）の推移をみると、国、県を下回る水準で推移していましたが、平成15～平成19（2003～2007）年以降は一定期間上昇傾向が見られ、平成30～令和4年（2018～2022）では若干減少したものの、国、県を上回り1.46となっています。



資料：厚生労働省「人口動態統計」

(4) 女性人口の推移

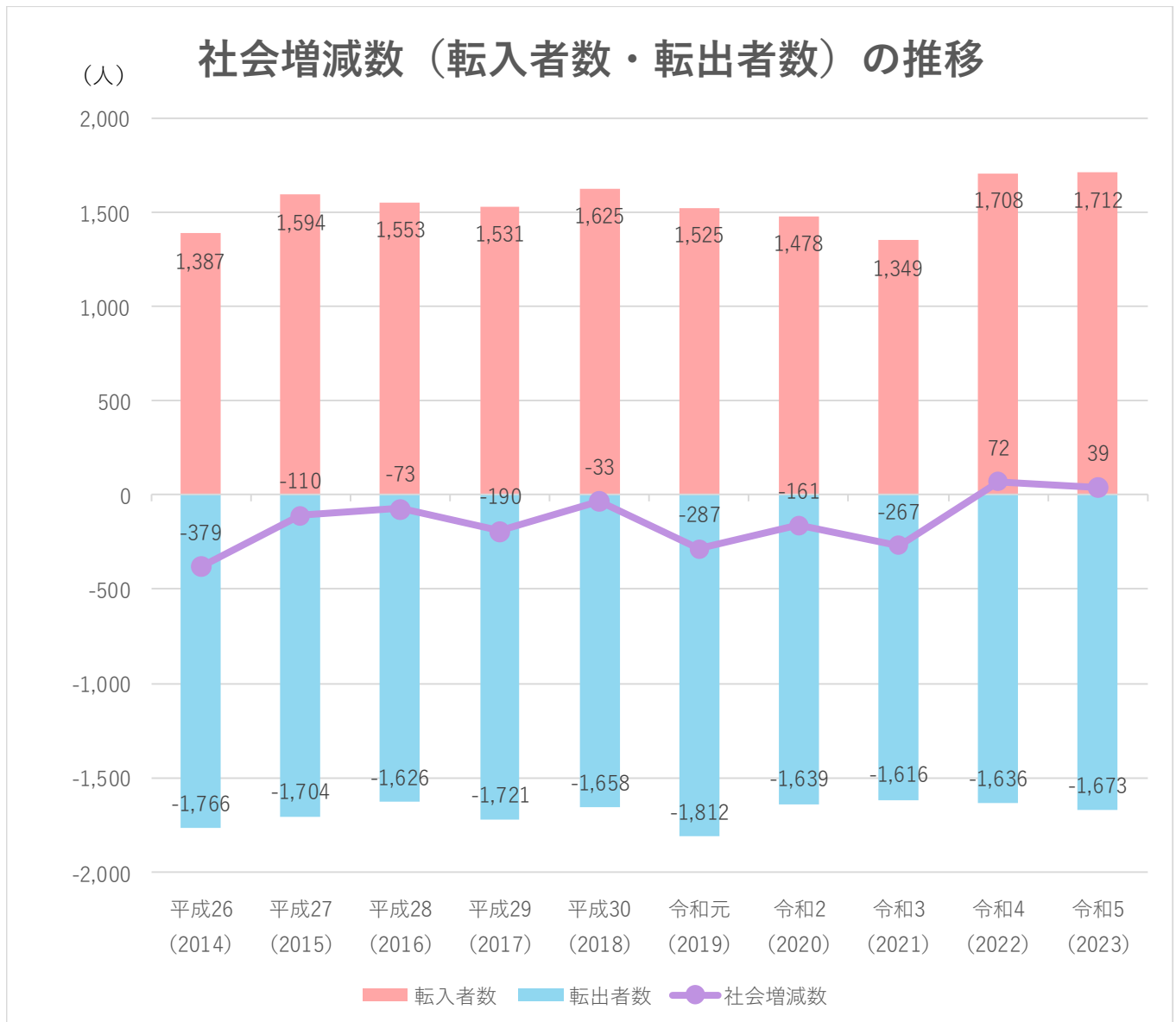
合計特殊出生率の対象となる15～49歳の女性の人口は昭和60（1985）年の12,735人から令和2（2020）年の6,660人へと減少が続いており、今後、合計特殊出生率が上昇しても出生数の大きな増加が望めない状況となっています。



資料：総務省「国勢調査」

(5) 社会増減の推移

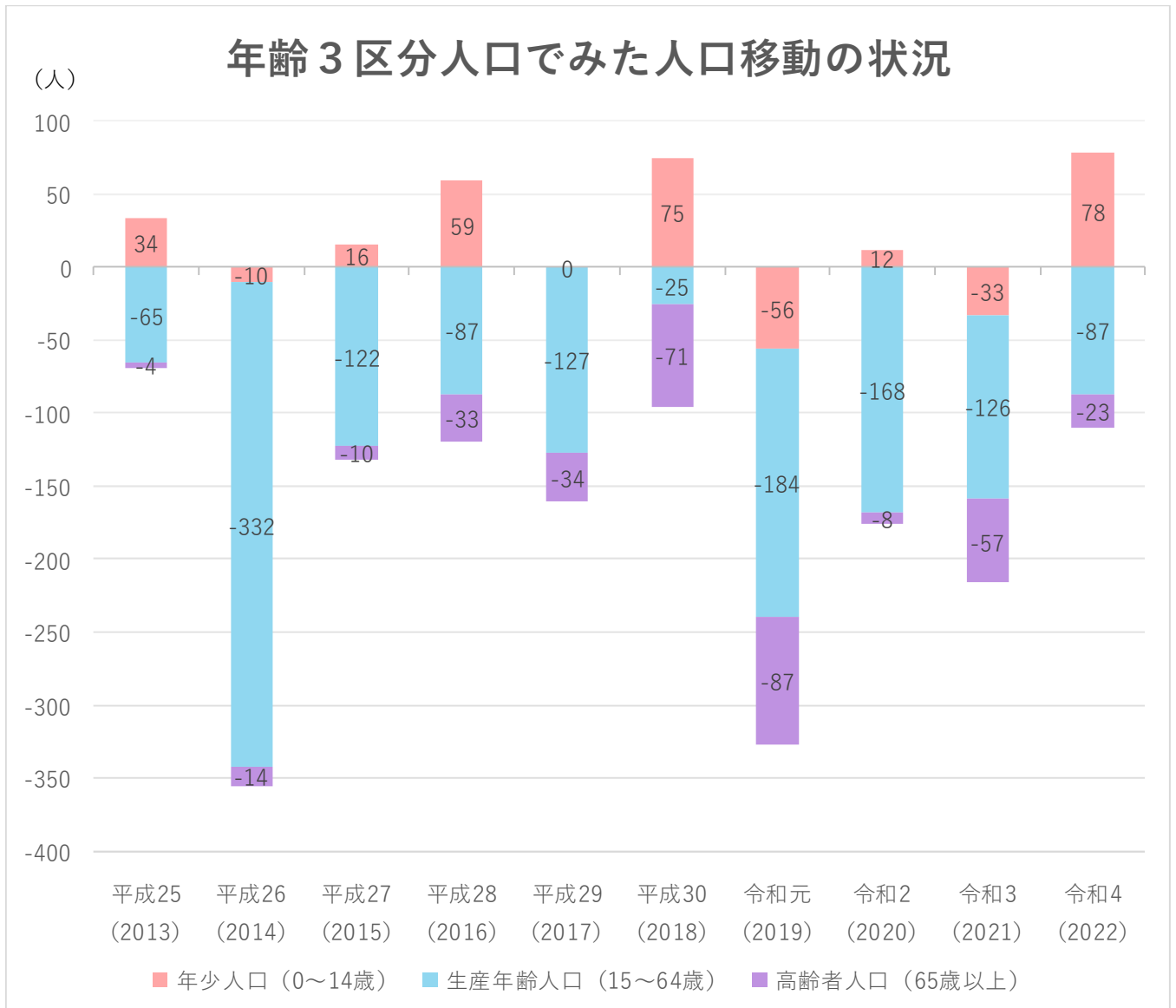
社会増減について、令和3（2021）年までは転出者数が転入者数を上回っていましたが、令和4（2022）年以降は、転入者数が転出者数を上回る社会増が続いています。



資料：住民基本台帳

(6) 年齢3区分人口でみた人口移動の状況

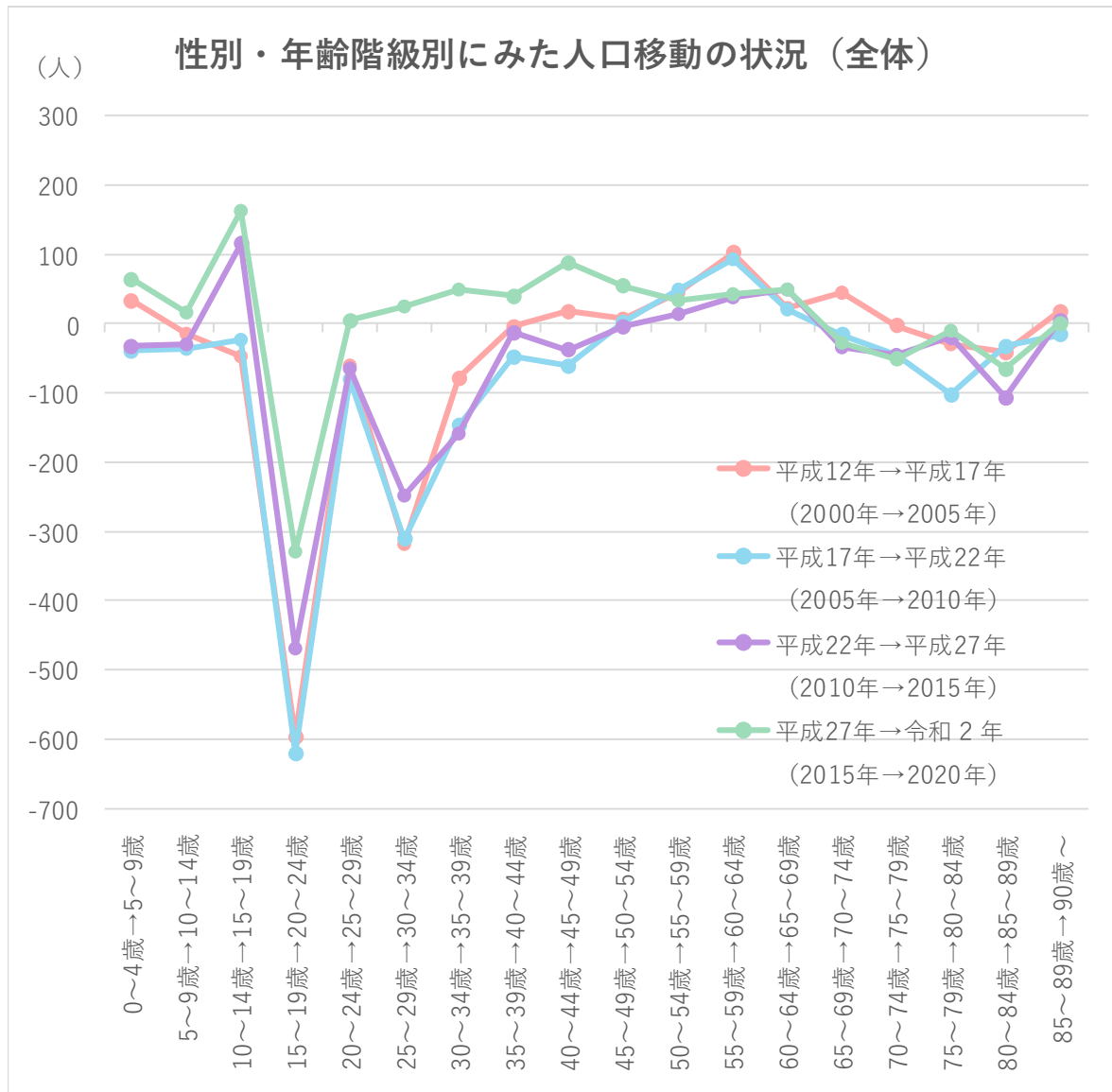
年齢3区分人口で人口移動の状況を見ると、年少人口（0～14歳）や高齢者人口（65歳以上）と比較し生産年齢人口（15歳～64歳）の転出が多くなっていることから、労働力の不足を招き、雇用の量や質が低下することが懸念されます。



資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

(7) 性別・年齢階級別にみた人口移動の状況

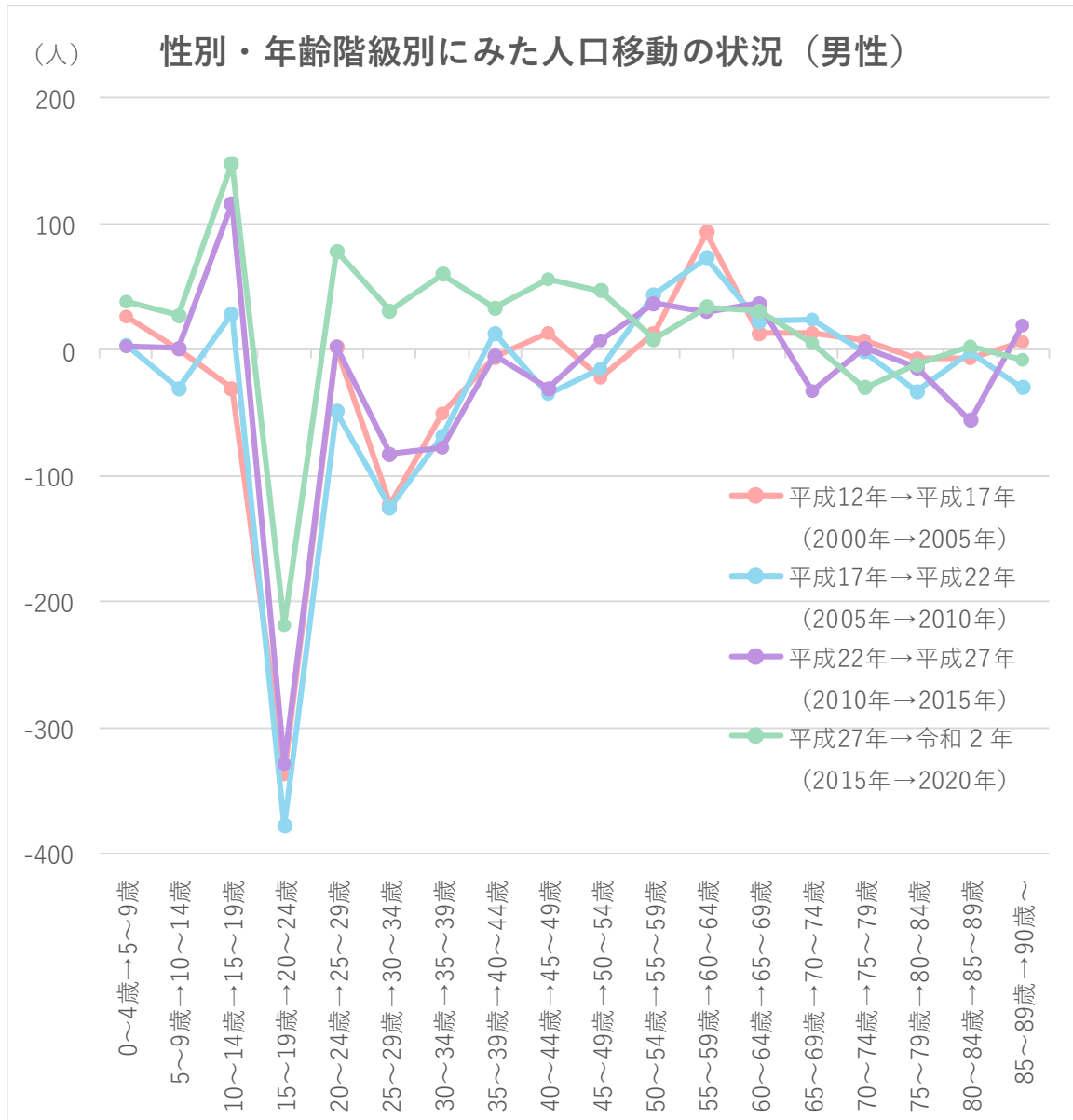
国勢調査等に基づく、本市の性別・年齢階級の人口移動状況をみると、進学時、就職時の15～19歳→20～24歳の年齢階級で転出超過となっていることから、高校卒業後の進学または就職に伴う転出の影響が考えられます。



資料：総務省「国勢調査」、厚生労働省「都道府県別生命表」に基づきデジタル田園都市国家構想実現会議事務局作成

中間市の男性においては、15～19歳→20～24歳になるときに大幅な転出超過となっていました。これは主に少子化による影響などが考えられます。

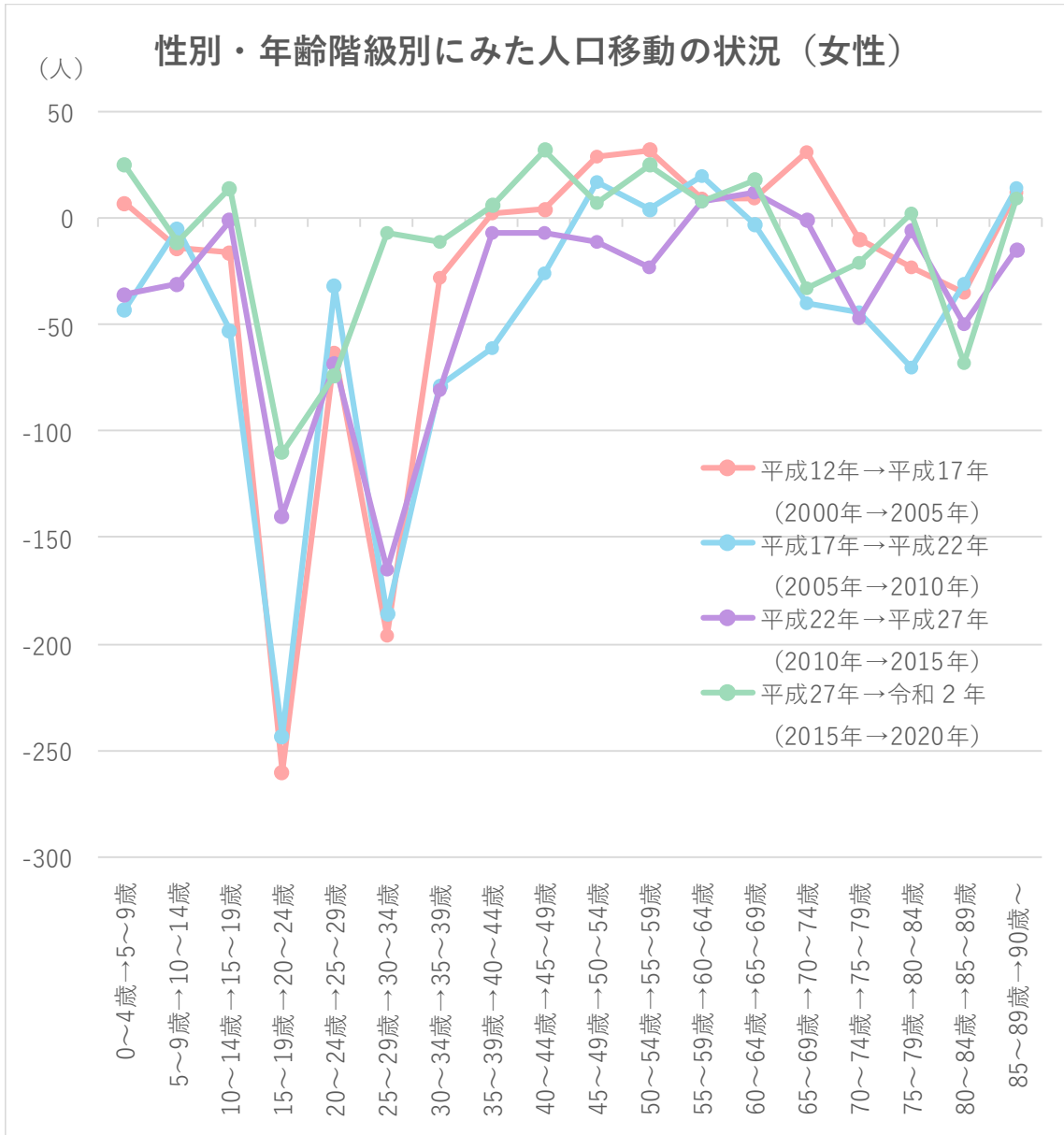
また、近年ではおよそ20代後半から60代の転入超過がみられます。



資料：総務省「国勢調査」、厚生労働省「都道府県別生命表」に基づきデジタル田園都市国家構想実現会議事務局作成

中間市の女性においては、15～19歳→20～24歳、25～29歳→30～34歳になるときに大幅な転出超過となっておりましたが、近年縮小してきています。これは主に少子化による影響などが考えられます。

また、近年では、およそ30代後半から60代の転入超過がみられます。



資料：総務省「国勢調査」、厚生労働省「都道府県別生命表」に基づきデジタル田園都市国家構想実現会議事務局作成

2. 将来の人口展望

本市の人口は、令和 2（2020）年国勢調査で 40,362 人と、昭和 60（1985）年の 50,294 人から減少傾向で推移しています。また、住民基本台帳での高齢化率は 38.2%（令和 6（2024）年 3 月現在）と国・県を 10 ポイント程度上回っています。

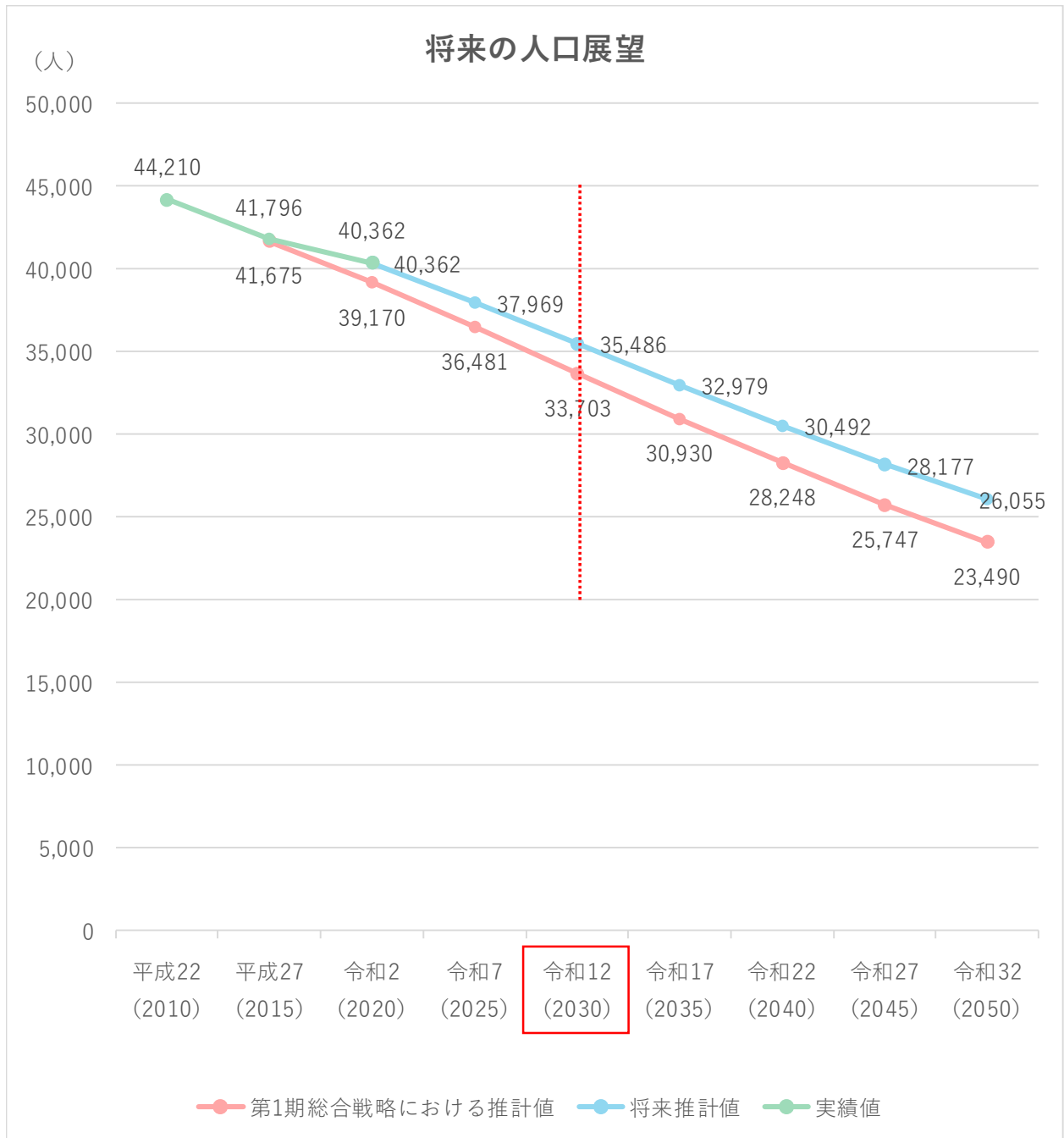
本市の将来人口を展望するための基礎として、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）による「日本の地域別将来推計人口」や、国から提供されたワークシートをもとに将来人口を推計した結果は、次ページ「将来の人口展望」にある「将来推計」のとおり、令和 32（2050）年には 26,055 人にまで減少することが見込まれます。

これは、母親となる若い世代の女性人口の減少等による出生数の減少（自然減）と、若い世代の多くが進学・就職時に市外へ流出することによる転出超過（社会減）が人口減少の主な要因として考えられます。

また、第 1 期総合戦略において、平成 22（2010）年国勢調査人口を基準に将来人口を推計し、社人研の推計方法に準拠することで本市の令和 2（2020）年の総人口を 39,170 人と見込んでいましたが、令和 2（2020）年国勢調査人口では 40,362 人と推計値を上回っており、人口減少が予測よりも若干緩やかな速度で進行していることがうかがえます。

こうした人口動向に関する状況・課題を踏まえ、総合戦略においては、令和 2（2020）年国勢調査を基準とした「将来推計」（社人研準拠）による推計値を、市の将来人口の目標として設定します。

本市における人口減少の現状を認識した上で、目標とする推計値から実際の総人口が下回る事が無いよう、更なる自然減対策及び社会減対策の両方の取組を進めます。



数値目標(総人口)

令和 12 (2030) 年 36,236 人

第3章 総合戦略の基本戦略と施策の展開

1. 基本戦略

人口減少に対しては、国の長期ビジョンが示すように、出生率の向上により人口減少を和らげ、人口規模の安定と人口構造の若返りを図ることと共に、転出抑制と転入増加により、人口規模の確保を図ることが重要となっています。

本市の人口現状を踏まえると、特に若年層の転出抑制と定住の促進を図る必要があります。

そして、本市の最上位計画である「中間市第5次総合計画」において、「夢がかなうまち なかま」を将来像に掲げ、人口減少や少子高齢化、地域経済の縮小など、本市が直面する大きな課題に挑戦する施策を展開していくとしています。

このようなことから、本市が総合戦略において目指すべき方向性として、以下のとおり4つの基本目標と12の重点施策を設定します。

基本 目標1

安定した雇用の創出と産業の活性化

【重点施策】

- (1) 農業の活性化
- (2) 商工業の活性化
- (3) 雇用環境の整備

基本 目標2

若い世代が結婚・出産・子育ての希望を 実現できる環境の整備

【重点施策】

- (1) 子育て支援体制の充実
- (2) 子育てしやすい環境づくり
- (3) 学校教育の充実と環境整備

**基本
目標 3**

**中間市の地域資源を活かした
新たな人の流れの創出**

【重点施策】

- (1) シティプロモーションの推進・情報発信の充実
- (2) 移住・定住の推進、関係人口の創出・拡大
- (3) 観光の活性化

**基本
目標 4**

**官民連携や安全・安心な暮らしの確保など
時代に合った地域づくりの推進**

【重点施策】

- (1) 安全で安心して快適に暮らせるまちづくりの推進
- (2) 地域福祉の充実、健康づくりの推進
- (3) 多様な主体との連携・市民協働による地域づくりの推進

2. 施策の展開

【基本目標 1】

安定した雇用の創出と産業の活性化

数値目標	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 11 年度)	備考
法人数	853 事業所	900 事業所	

■基本的方向性

本市の人口を維持していくためには、誰もが住み慣れたところで働くことができる「魅力ある雇用の場」をつくる必要があります。活力・魅力あふれた産業づくりのため、中小企業の持続的な発展と新たに創業する事業所への支援や企業誘致等による雇用の確保に努めるとともに、経済基盤を支えるため 6 次産業化の推進や販路拡大などによる産業振興を図ります。

■具体的な施策及び重要業績評価指標（KPI）

（1）農業の活性化

地場産農産物・農産加工品のブランド化や 6 次産業化の支援による販売促進、ICT 化等による作業の効率化を進め、魅力と持続的発展性のある農業を目指します。

【主な取組】 ☆：デジタル関連の取組 ○：デジタル以外の取組

☆農業の持続的な発展を図るため、スマート農業*¹ の導入を支援し、生産性の向上や経営規模の拡大を促進します。

☆デジタル技術の活用により、担い手*² への農地の集積・集約を図り、地域の実情に応じた荒廃農地の再生を行うなど、地域の農地保全に取り組みます。

○農産物における生産、製造・加工、流通及び消費の連携を強化するとともに、商工業等との異業種連携による 6 次産業化を進める中で、本市ならではの商品開発や品質を高めるブランド化を推進します。

○学校等と連携して食育基本法に基づく農業に関する授業や農業体験等を実施するなど、地域特産品や農作物の市内外における知名度の向上と消費の拡大

を促進するとともに学校給食と連携した地産地消を促進します。

- 農業の新たな担い手とあらゆる分野で活躍する方々が、相互に協力し合い連携する取組を支援し、地域の活性化、魅力向上を図ります。
- 所得向上のため、さまざまな農作物を組み合わせて栽培する複合経営を推進します。
- 農地中間管理機構*³との連携を図りながら、農業基盤の維持・拡大に取り組みます。
- 中間市の独自品種である枝豆を使用した枝豆狩りイベントを実施し、市内外における知名度の向上及び地域の活性化を促進します。

■KPI

重要業績評価指標 (KPI)	【現状】 (令和5年度)	【目標】 (令和11年度)	備考
6次産業化に向けた商品開発数	累計9商品 (前計画期間中)	累計3商品 (新計画期間計)	
担い手への農地利用集積* ⁴ 面積	165.3ha	175ha	

(2) 商工業の活性化

地域の商工業の活性化を図り、税収・雇用の安定や定住人口の維持・増加につなげることで、地域経済への波及効果を生み出し、活気あふれる充実した商工業を目指します。

【主な取組】 ☆：デジタル関連の取組 ○：デジタル以外の取組

- ☆プレミアム付きデジタル商品券を販売することにより、事業者及び利用者双方のキャッシュレス決済の普及率向上を図ります。
- 商工業活性化策や創業支援の推進などにより、地域の活性化を図ります。
- 市が取り組む融資制度の充実を図り中小企業の安定的な資金調達に寄与し、事業活動を支援します。
- 商工会議所を支援し、経営改善普及事業や地域活性化事業を実施することで、商工業者の経営安定及び商工業の振興を図ります。
- 市内で独立開業を目指す新規起業者の育成支援と、中心市街地のにぎわい創

出を目的とする中間市チャレンジショップ夢まるしえについては、利用年限が限られている中、商工会議所と連携し中小企業診断士による起業創業に向けての経営相談や市内の物件紹介などのサポートを行うことで起業創業を推進し、地域経済の活性化を図ります。

- チャレンジショップ出店者と地域内外を問わず訪れる来場者とのつながりを生むきっかけ作り、及び地域の活性化を図るために「ゆめマルシェイベント」を継続的に実施します。

■KPI

重要業績評価指標 (KPI)	【現状】 (令和5年度)	【目標】 (令和11年度)	備考
デジタル商品券発行割合	20%	60%	
新規創業者数	20人	25人	

(3) 雇用環境の整備

本市への就業の促進を図るため、地元企業等への雇用の促進や働き続けられる職場環境の整備など、雇用と人材の確保を図ります。

【主な取組】 ☆：デジタル関連の取組 ○：デジタル以外の取組

☆ICTを活用したリモートワークやワーケーションなど、新たな雇用のあり方について情報収集に取り組みます。

☆社会のデジタル化や企業のDX化が進む中、就労につながる市場価値の高いITスキル修得のためのセミナーを開催する関係機関と連携し、デジタル人材の育成支援に取り組みます。

○既存中小企業の経営基盤の強化や新たな創業への支援など各種産業振興施策を推進します。

○ハローワーク等と連携し、就職相談会の実施や地元企業の情報を発信するなど若者の地元就職を促進するとともに、雇用のミスマッチに伴う離職率の減少を図ります。

○地域を担う人材育成を推進するため、若者、女性及び高齢者の雇用促進の包括

的な支援に取り組み、地元への定住を図ります。

- 新たな商品やサービスを提供する創業者を掘り起し、創業のためのセミナー等を開催するなど関係機関と連携して創業支援に取り組みます。
- 職場におけるハラスメントの撲滅やワークライフバランスの充実、多様な働き方の選択など魅力ある職場環境を整備することで、従業員の定着率の向上やキャリア形成を支援します。
- 経営指導員による経営改善に関する個別相談やセミナーを実施します。
- 工業団地内において稼働を休止している工場とその土地を有効活用するため、不動産を所有する企業と工場の新設を希望する企業とを仲介して企業誘致を促進し、新たな雇用の創出を図ります。
- 求人の際、広く門戸を開いて募集し、人権問題の正しい理解のもと、応募者の適性と能力のみを基準に公正な採用を行うよう事業者への啓発を行います。

■KPI

重要業績評価指標 (KPI)	【現状】 (令和5年度)	【目標】 (令和11年度)	備考
経営指導員による 指導件数	2,744 件	2,881 件	
就職労働相談会開催件数	2 件	4 件	

【用語解説】

*1 スマート農業

ICTやロボット技術を活用し、作業の効率化や品質向上を実現する新たな農業です。

*2 担い手

農家の担い手は、認定農業者とも呼ばれています。農業経営基盤強化促進法に基づいて、農業経営改善計画を市町村に提出し認定を受けた個人の農業経営者または農業生産法人のことです。

*3 農地中間管理機構

都道府県、市町村、農業団体等が出資して組織されている法人であり、都道府県知事が県に一つに限って指定することで「農地中間管理機構」となります。地域によっては「農地バンク」「機構」「公社」などと呼ばれています。

*4 農地利用集積

農業者の高齢化や兼業化、あるいは後継者がいないなどの理由により、農作業や農地の管理をまかせたいという農地所有者と、農地を借りて経営規模を拡大したいという農業者との間に市が入って、農地の貸し借りができる制度のことです。

推進する SDGs

	目標2 飢餓をゼロに		目標5 ジェンダー平等を実現しよう
	目標8 働きがいも経済成長も		目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう
	目標11 住み続けられるまちづくりを		目標12 つくる責任 つかう責任

【基本目標 2】

若い世代が結婚・出産・子育ての希望を実現できる環境の整備

数値目標	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 11 年度)	備考
年少人口比率	10.57%	10.30%	

■基本的方向性

ライフステージに合わせたきめ細かな施策を総合的に切れ目なく講じ、結婚や子育てしやすい環境を整えることによって、少子化を食い止める必要があります。次代を担う子どもたちの健やかな成長のため、子育て環境の充実や学校教育の質の向上、教育環境の整備、時代のニーズを捉えた充実した学校施設の再編を推進するとともに、安心して子どもを産み育てられる環境の整備を推進することで、誰もが住み続けたいと思えるまちづくりを進めます。

■具体的な施策及び重要業績評価指標（KPI）

（1）子育て支援体制の充実

令和 6 年 4 月 1 日に設置しました中間市こども家庭センター me mom room（みまもるーむ）を中心に、誰もが安心して子育てすることができるよう、妊産婦、子育て世帯、子どもを誰一人取り残すことのない、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援体制を確立し、きめ細かな子育て支援を推進します。

【主な取組】 ☆：デジタル関連の取組 ○：デジタル以外の取組

- ☆Web サイト・母子手帳アプリ等を活用し、子育てに関する「知りたい」、「相談したい」、「つながりたい」といった多様なニーズに応える情報を提供します。
- ☆多様な子育てニーズに応えるため、従来の手法に加え、母子手帳アプリをはじめとする ICT を活用し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業の情報提供、相談受付、アンケート等を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携し、発達支援を行うなど、保護者と子ども一人ひとりに寄り添った相談支援に取り組みます。
- ☆妊婦健康診査や乳幼児健康診査、予防接種に関する手続などのデジタル化を進め、各事業対象者の利便性向上や業務の効率化を目指します。

☆各種子育て講座の申込のオンライン化を目指します。

☆あかちゃん訪問や電話、さまざまな機関との連携により乳児の生育状況についての把握率は100%を達成していますが、海外への里帰り出産等での現状の把握が困難な状況にも対応するため、デジタル技術を活用したオンライン面談の導入を検討していきます。

- くるり広場の利用者を複数の子育て支援員が見守ることで、利用者に安心感を与えるとともに利用者の変化に気付くことが可能となることから、必要に応じ他機関との連携を図り安全・安心な取組を継続して行います。
- コンパクトな市域であるという本市の特性を活かし、要支援者は電話のみの支援ではなく訪問等による対面支援を継続して行います。
- 妊娠期から出産期、子育て期までのさまざまな疑問や不安に対し、保健師や保育士等の専門の職員が幅広く相談に応じ、切れ目のない支援に取り組みます。また、産前の早い時期から妊産婦に関わっていくことが非常に重要であることから、複数の助産師が支援を継続して行います。
- 乳幼児に対する健康診査や健康相談・講座の実施により、疾病や障がいの早期発見・早期治療につなげるほか、生活習慣の自立、むし歯予防、栄養管理等の育児相談などを通じて健康の保持・増進を支援します。
- 感染症の発症及びまん延の防止と子どもの健康を保持・増進するため、乳幼児及び児童の定期予防接種の接種勧奨や、成人の風しんワクチン接種費用を一部助成します。
- 子育てに関する相談・情報提供の窓口として保育コンシェルジュを配置するとともに、保護者が気軽に相談が出来る、円滑に必要な支援を受けられるように取り組みます。
- 就学前から学齢、就労まで、保健、福祉、医療、教育などの関係機関が連携し、サポートファイル*¹などを活用した切れ目のない、一貫した支援を実施します。
- 妊娠・出産を望む人が安心してその希望をかなえられるよう、正しい知識を啓発するとともに、妊娠から出産後の不安を軽減するため、家族に寄り添った支援を行います。
- 妊産婦及び子どもと子育て世帯の健康保持・増進や福祉に関する支援については、地域の多様な機関との連携を深め、ネットワークの推進を図ります。

■KPI

重要業績評価指標（KPI）	【現状】 （令和5年度）	【目標】 （令和11年度）	備考
くるり広場の 年間利用者数	8,155人	8,500人	
乳児の生育状況の把握	100%	100%	あかちゃん訪問または電話・面談等の実施による

（2）子育てしやすい環境づくり

子育て世代が安心して子どもを預けられるような環境整備や、仕事と家庭の両立支援を行い、働きながら子育てがしやすいまちづくりを進めます。

【主な取組】 ☆：デジタル関連の取組 ○：デジタル以外の取組

☆保育施設の登降園管理や保護者連絡等のシステムを導入することにより、保育士の業務負担の軽減を図り、保育の質の向上に努めるとともに、保護者の利便性向上を目指します。

○保育需要の動向に注視しながら、認定こども園への移行を支援するほか、保育需要に対応できるよう、保育士の確保に努めるとともに、デジタル技術を活用するなど業務負担の軽減を図り、保育の質を高めていきます。

○幼稚園教諭、保育士、放課後児童クラブ指導員等に対する研修の充実及び関係機関との連携強化を図り、教育・保育環境の向上を図ります。

○一時保育や延長保育、幼稚園での預かり保育、病児・病後児保育の実施により、多様な保育ニーズに応える環境を整えます。

○子どもの居場所づくりや学びの場の提供等の役割を担っている子ども食堂や学習支援団体の活動を周知するとともに、子どもの将来が閉ざされないことないう活動の普及支援に努めます。

○仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境づくりや、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業を支援します。

○働き方改革の一環として男性が育児休業を取得しやすい環境を構築するため、本市が率先して育児休業の取得を推奨・実践・公表することで、市内企業や事業所への意識醸成や普及に取り組みながら、市内での子育て環境の充実を図ります。

■KPI

重要業績評価指標（KPI）	【現状】 （令和5年度）	【目標】 （令和11年度）	備考
保育所等の待機児童数	0人	0人	
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある保護者の割合	4か月児：88.7% 1歳6か月児：78.0% 3歳児：75.8%	4か月児：92.0% 1歳6か月児：85.0% 3歳児：78.0%	乳幼児健康診査問診項目

（3）学校教育の充実と環境整備

子どもたちが時代の変化に対応し豊かに人生を生き抜き、活躍できる力を育むため、ICTを効果的・効率的に利活用し、誰一人取り残さない、安全で快適な教育環境の整備を推進します。また、学校施設の老朽化や児童生徒数の減少、ICT化等の教育環境の課題に対して、学校規模の適正化を図り、時代のニーズに合わせた充実した施設整備を行うことを目的に学校施設の再編を行います。

さらに、各種調査結果に基づく学級経営の充実、スクールソーシャルワーカー*²の有効活用による家庭への支援の充実、適応指導教室の運営など不登校等の児童生徒への支援、スクールカウンセラー*³やスクールサポーター*⁴の活用など、関係機関等との連携を充実させるとともに、これらの取組がより効果的・効率的になるように、以下の取組において、積極的にICTを活用します。

【主な取組】 ☆：デジタル関連の取組 ○：デジタル以外の取組

☆学校規模の適正化についての研究、就学援助・奨学金の給付・貸与、教材・備品の整備、校務支援システムの整備を含めた学校ICT環境の充実など、学びを支える教育環境を整備します。

☆各中学校区の地域の特色を活かした小中連携の推進、学校評価*⁵や学校評議員制度*⁶などによる学校経営の充実、特別支援教育の充実、各校の特色ある教育活動の地域への発信など特色ある学校づくりを推進し、ICTを活用した情報発信の充実を図ります。

○主体的・対話的で深い学びの視点での授業改善、ALTを積極的に活用した授業の推進など、学力向上のための授業づくりや国際感覚を養うためのコミュニケーション力の向上を推進します。

- 指導力向上のための研修会等の充実、部活動の地域移行など、教職員の働き方改革を推進し、教職員の業務改善を図ります。
- 子どもたちの豊かな心、健やかな体を育むとともに、夢や目標をもって成長できるよう、家庭、地域、学校が一体となって教育力向上に取り組めます。
- 安全で安心な学校給食を安定的に提供するため、安全衛生管理や学校給食施設・設備の整備、食育の推進などにより学校給食を運営します。
- 健康診断やアレルギー等への適切な対応による健康管理に取り組めます。
- 通学路交通安全プログラムに基づく関係機関との連携により、通学路の安全対策に取り組めます。

■KPI

重要業績評価指標 (KPI)	【現状】 (令和5年度)	【目標】 (令和11年度)	備考
「授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、どの程度使用しましたか」の週3回以上の回答率	70.9% (小) 74.3% (中)	95.0% (小) 95.0% (中)	全国学力・学習状況調査項目
「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか」の肯定的回答率	78.2% (小) 79.1% (中)	85.0% (小) 85.0% (中)	全国学力・学習状況調査項目

【用語解説】

*1 サポートファイル

支援や配慮が必要な方の情報を継続的にまとめるファイルです。サポートファイルを活用することで、今通っている園や学校、支援機関等だけでなく、成長に伴い園や学校等が変わっても連携・継続した支援が受けやすくなります。

*2 スクールソーシャルワーカー

児童・生徒が生活のなかで抱えているさまざまな問題の解決を図る専門職です。児童・生徒が抱える問題には、不登校、いじめ、暴力行為、虐待などがあります。これらの問題の背景には家庭や周囲の問題などが複雑に絡み合っていることから、さまざまな環境や要因を見て課題解決を行う必要があります。

スクールソーシャルワーカーは問題の原因を児童・生徒の発達状況や行動特性にあると考えるのではなく、家庭や周囲の環境に着目して支援をおこなうのが特徴です。そのため、本人への働きかけだけでなく家庭や学校、公的機関などと連携をとりながら改善を試みます。

*3 スクールカウンセラー

臨床心理に関する専門知識を活かし、学校現場で児童や生徒及び保護者、教職員に相談・支援を行う人材です。不登校やいじめ、親子関係、学習関連などさまざまな問題や心の悩みを抱えた児童・生徒に寄り添い、専門的な知識やスキルを駆使して心のケアや早期の立ち直りを促す仕事です。

*4 スクールサポーター

警察署と学校・地域のパイプ役として、少年の非行防止や児童等の安全確保対策に従事する警察署の再雇用職員または専門知識を有する人材をいいます。

*5 学校評価

子どもたちがより良い教育を享受できるよう、その教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指すための取組です。

*6 学校評議員制度

開かれた学校づくりを推進するため、保護者や住民等の意向を把握し学校運営に反映するとともに、学校運営の状況等を周知するなど学校の説明責任を果たすことを目的とした制度のことです。

推進する SDGs

	<p>目標 1 貧困をなくそう</p>		<p>目標 2 飢餓をゼロに</p>
	<p>目標 3 すべての人に健康と福祉を</p>		<p>目標 4 質の高い教育をみんなに</p>
	<p>目標 5 ジェンダー平等を実現しよう</p>		<p>目標 10 人や国の不平等をなくそう</p>
	<p>目標 11 住み続けられるまちづくりを</p>		

【基本目標 3】

中間市の地域資源を活かした新たな人の流れの創出

数値目標	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 11 年度)	備考
観光等集客者数	67,556 人	80,000 人	

■基本的方向性

本市の持つ魅力の共有化や情報発信を推進し、シビックプライド*¹の醸成、移住・定住を促進します。

また、国際交流及び多文化共生の地域づくりを推進するとともに、地域課題の解決や将来的な移住に向けた裾野を拡大するため、個人版ふるさと納税などを通じて特定の地域に継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大に取り組むことにより、誰もが住み続けたいと思えるまちづくりを目指します。

■具体的な施策及び重要業績評価指標（KPI）

（1）シティプロモーションの推進・情報発信の充実

シビックプライドの醸成、交流人口・関係人口等の増加につなげるため、地域の魅力を高める取組の推進や積極的な情報発信を行います。

【主な取組】 ☆：デジタル関連の取組 ○：デジタル以外の取組

☆SNS等を活用して市民から写真や動画を募集し、市の公式サイトや広報紙で紹介するキャンペーンの展開等を企画するなど、市全体が一体となってシティプロモーションに参加できる仕組みを作ります。これにより、市民の郷土愛の醸成や本市への関心を向上させるとともに、市内外への情報発信の充実に図ります。

☆市のキャラクターや地域の物語を用いたストーリーテリングを取り入れ、若年層にも響くコンテンツを展開するなど、中間市公式のYouTubeチャンネルや各種SNSを活用し、市のニュースやイベント情報を積極的に発信します。市の魅力発信に動画や写真を数多く活用し、地域内外からの関心を高めます。

○コンパクトな市域を活かしてさまざまな地元企業と密に連携し、企業の活動や製品を積極的に発信します。特に、市内企業の取材を通じてインターンシッ

プやキャリア教育をサポートすることで、若者たちが地元企業に関心を持ち、定住や就職につなげる取組をPRします。

- 魅力あふれる飲食店が多くある中間市の特性を活かし、特産品を使ったメニューのPRなど、市のSNSやYouTubeチャンネルで市内飲食店の魅力を発信することで、観光客や市民に向けた「食の魅力」を強調します。また、飲食店巡りを促進し、地域経済の活性化を目指します。
- 個人版ふるさと納税や企業版ふるさと納税などを通じて本市にゆかりや関わりを持つ関係人口を増やし、個性と活気に満ちあふれたまちづくりを推進します。
- 市のブランドイメージや認知度を高め、交流人口・関係人口等の増加につなげるため地域資源を活用したプロモーションや市民・関係団体と連携した市の魅力を発信する取組を推進します。
- 地域特産品の認知度を高め、普及・消費拡大を図るとともに、地産地消を推進します。
- 産業界の傾向や流行、新技術などの情報を他業種間で共有し活用することにより、新たな地域特産品の開発や販路開拓を行い、地域産業の活性化を目指します。
- 行政主導ではなく主体的にまちづくりに携わる市内のさまざまな団体とともに、まちの活性化に寄与するイベントの企画立案から実現までを共に実施することで、参画者のシビックプライドの醸成を図ります。また、幼少期から中間市の歴史や文化に触れる機会、まちづくりに関わる機会を増やし、市全体におけるシビックプライドの醸成を目指していきます。

■KPI

重要業績評価指標（KPI）	【現状】 （令和5年度）	【目標】 （令和11年度）	備考
各種メディアにおける プレスリリースの採用件数	19件	24件	
市公式SNSの インプレッション数*2	1,680,107回	1,848,200回	

（２）移住・定住の推進、関係人口の創出・拡大

本市の魅力の一つである北九州市や福岡市へのアクセスが容易な位置にあるという地理的な優位性や、コンパクトな市域形成による「暮らしやすさ」、「子育てしやすさ」などの魅力を広く発信するとともに、本市に関わり応援してくれる関係人口の創出・拡大に向けた取組を推進します。

【主な取組】 ☆：デジタル関連の取組 ○：デジタル以外の取組

☆Youtube や SNS 等を活用した市の効果的な情報発信に取り組みます。

○転入促進と転出抑制を図り、適切な定住人口を確保するため、現行の支援制度の効果を検証した上で、新たな制度の構築を検討します。

○連携中枢都市圏「北九州都市圏域」*³における都市部へのプロモーション活動を展開します。

○不動産関係団体と連携・協力をしながら空き家等の現状把握に努め、住宅取得補助などの定住施策を推進します。

○若者世代を中心とした移住・定住を促進するため、暮らしの魅力 PR などのプロモーションや移住者等に対する相談支援や補助金などの支援を行います。

○地域に住んでいる外国籍の人が孤立しないよう文化交流の一環として、日本語の学習支援やさまざまな行事を行うなど、多文化共生の素地を育成するボランティア団体の活動を支援します。

■KPI

重要業績評価指標（KPI）	【現状】 （令和5年度）	【目標】 （令和11年度）	備考
空き家バンク登録物件 成約件数	34 件 R2～R5 累計 174 件	35 件 R7～R11 累計 175 件	空家等対策計画 KPI
フットパスオアシス 設置数	52 件	57 件	

（３）観光の活性化

福岡県の主要都市の間に位置し、まちの機能がコンパクトに集約されているという特徴を活かし、ターゲットを明確にした効果的なブランディング、体験要素を取り入れた観光消費の増加につながる地域の価値を高める観光プログラム

の展開により、世界遺産である遠賀川水源地ポンプ室などの魅力ある観光資源を活用した着地型観光を推進します。

【主な取組】 ☆：デジタル関連の取組 ○：デジタル以外の取組

☆デジタルトランスフォーメーション（DX）を進め、ウェブサイトやSNS等による旅行者への情報発信を行うとともに、予約管理システムやOTA*⁴等の活用による利便性の向上及び周遊促進に取り組みます。

☆福岡県、北九州市、大牟田市、本市で構成する「明治日本の産業革命遺産」福岡県世界遺産連絡会議事務局のホームページにおいて文化財、文化財資料等のデジタルミュージアムのコンテンツの充実を図っていきます。

☆「明治日本の産業革命遺産」ガイドアプリパスポートの活用により、スマートフォン等を介して全資産の映像等をわかりやすく紹介するとともに、カーナビとの連動により資産へのアクセスをサポートすることで、本市への来訪を促進します。

○魅力的な観光サービスや持続的な観光地マネジメントを推進し、地域の価値を高め地域に貢献できる持続可能な観光地域をつくります。

○国内外の観光客に向けた効果的な情報発信やフットパスを中心とする観光コンテンツ等の取組を推進し、観光客の来訪を促進します。フットパスについては、本市に残る歴史的な産業遺産巡りや現在も稼働している工場の見学など、「新旧の産業」をテーマとするようなバラエティ豊富な企画を継続的に実施していくことで、関係人口の増加を図ります。

○市域におけるにぎわいのある空間づくりを進め、国内観光客及び訪日外国人観光客が安全で安心して利用できるよう市有観光施設を管理するとともに、観光案内の充実を図り観光客受入環境の強化に努めます。

○まちの観光資源を活用し、地域店舗の利用促進、観光人材の確保と育成の推進、広域連携の推進など、観光地域基盤の強化と観光客受入効果の向上を図ります。

○「遠賀川水源地ポンプ室」、「中間唐戸」、「堀川」等の知名度と魅力向上を図り、後世に受け継がれるよう、まちの誇りの醸成に努めます。

■KPI

重要業績評価指標（KPI）	【現状】 （令和5年度）	【目標】 （令和11年度）	備考
各種団体との連携事業数	16 事業	20 事業	
世界遺産イベント等 参加者数	8,027 人	9,000 人	

【用語解説】

*1 シビックプライド

「地域への誇りと愛着」を表す言葉です。自分たちの住むまちをより良いものに、そして誇れるものにしていこうという思いを指しています。「郷土愛」にも似ていますが、少しニュアンスが違います。自分自身が地域の構成員であると自覚し、さらにまちを良い場所にしていこうとする「意志」や「地域を育み、そのために行動する」意味が含まれています。より主体的な態度や行動を指すものです。

*2 インプレッション数

あるコンテンツがユーザーの目に触れた回数のことです。Web サイトや SNS 上の広告、投稿などが表示されるたびにインプレッション数がカウントされます。近年のビジネスでは、特に SNS におけるインプレッションが重要になっており、増やすためには各 SNS の施策が必要です。

*3 連携中枢都市圏「北九州都市圏域」

地域の中心都市である北九州市と近隣 17 市町が、「経済成長のけん引」「高次都市機能の集積・強化」「生活関連機能サービスの向上」の3つの柱をもとに連携し、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的とした枠組みのことです。

*4 OTA

インターネット上で取引を行う旅行会社のことです。Online Travel Agent の頭文字の略（店舗で営業を行っている旅行会社のオンライン販売は OTA とは呼ばない。）。24 時間いつでも膨大な数の商品を見・検索でき、店舗へ出向く必要のない利便性が消費者の支持を得ています。

推進する SDGs

 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	目標 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	目標 11 住み続けられるまちづくりを
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	目標 12 つくる責任 つかう責任		

【基本目標 4】

官民連携や安全・安心な暮らしの確保など時代に合った 地域づくりの推進

数値目標	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 11 年度)	備考
社会増減数	145 人	160 人	

■基本的方向性

大規模災害から市民の命を守るため、地域における防災・減災力を強化し住民の防災意識の向上を図るとともに、デジタル技術を積極的に取り入れることにより市民への情報発信等のサービスの向上を図り、誰もが安心して快適に暮らせるまちづくりに取り組みます。また、医療、介護、予防等が包括的に提供できる地域包括ケアシステム*¹の推進による健康づくりの取組、地域資源を最大限に活用したさまざまな主体との連携及び広域的な取組により、魅力的な地域づくりを推進します。

■具体的な施策及び重要業績評価指標（KPI）

（1）安全で安心して快適に暮らせるまちづくりの推進

災害の発生に備えた地域づくりのため、「自助・共助・公助」の連携による地域防災力の向上を推進するとともに、日常生活におけるさまざまな不安を解消し、暮らしの安心感を高めるため、地域や関係機関との連携を強化します。

また、スマート自治体の実現に向けてデジタル技術を活用した行政サービスの改革を進め、市民サービスの向上と持続可能な行財政運営を図ります。

さらに、中間市第 5 次総合計画で示す将来都市構想に基づき、本市の魅力の向上により若い世代の流入を促進するとともに、地域力の向上を図っていくことで将来にわたって持続可能なまちづくりを目指します。

【主な取組】 ☆：デジタル関連の取組 ○：デジタル以外の取組

☆地域防災計画や ICT の活用などによる災害対応力の強化、自主防災組織*²等による地域防災力の強化、消防団員の確保・育成などによる消防力の強化、雨水排水対策の計画的な推進、建築物の耐震化の促進などにより、災害に対する

備えを強化し、災害に強いまちづくりに取り組みます。

☆災害発生時の被害の拡大を防止するため、ホームページ、エリアメール、防災メールまもるくん、防災アプリまもるくん、(KBC) d ボタン、SNS 等を活用し、迅速な情報発信や情報収集を行います。

☆官民連携によりドローンを活用した災害箇所の発見など、デジタル技術を活用した安全・安心な生活環境の整備を図ります。

☆消防団への連絡、情報共有ツールの導入による情報伝達の迅速化に取り組みます。

☆自治体フロントヤード改革^{*3}、市役所業務への AI・RPA^{*4} 技術の導入をこれまで以上に推進するとともに、オープンデータ^{*5} の充実による透明性の高い行政運営を促進します。

☆市民のライフスタイルやニーズに応じて納税や公金支払いの利便性を向上させるため、キャッシュレス決済を含む公金納付のデジタル化を拡充させます。

☆包括連携協定等に基づき、スマートフォンの操作方法に関する講座を企画・実施し、広く市民に対するデジタルリテラシー^{*6} を向上させるとともに、情報格差の解消に取り組みます。

○啓発活動や防犯団体への支援などの防犯対策の推進、消費生活に関する相談業務・情報提供などの消費生活の安定・向上、交通安全対策の推進などにより、暮らしの安全を確保し、誰もが安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

○巡回補導活動、有害図書の回収、ふるさとみまわり隊や青色防犯パトロールカーによるみまわり活動など地域ぐるみで青少年健全育成活動を推進し、青少年健全育成に努めます。

○地域・学校・行政がこどもに関わり、健全な青少年を育てるための取組としてあいさつ運動を行い、このまちに住みたいと思えるまちづくりを目指します。

○大規模災害に備え、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、防災・災害対策の強化に取り組みます。

○災害時に必要な物資を適切に備蓄するとともに、適切な避難所の対応に努めます。

○地域や折尾警察署、各種関係団体と連携して交通安全の啓発を行うとともに、歩道の拡幅やカーブミラー・道路照明灯等の交通安全施設の設置など、歩行者が安全に通行できる交通環境の整備を進めます。

- バリアフリーやユニバーサルデザイン、SDGs などの環境に配慮した効率的・効果的なまちづくりに向けて、JR 筑豊本線中間駅から筑豊電気鉄道通谷駅までを中核とした再開発を視野に、商業・業務拠点、地域生活拠点、公益・文化交流拠点、地区拠点を形成した都市構造の整備を図ります。

■KPI

重要業績評価指標（KPI）	【現状】 （令和5年度）	【目標】 （令和11年度）	備考
防災訓練の実施回数	年間5回	年間6回	
地方公共団体が優先的にオンライン化を推進する 手続数	4件	13件	

（2）地域福祉の充実、健康づくりの推進

一人ひとりの体と心の健康に対する意識の高揚を図り、乳幼児から高齢者まで生涯を通じた健康づくりを推進することにより、健康寿命の延伸を図るとともに、誰もが生き生きと安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。

【主な取組】 ☆：デジタル関連の取組 ○：デジタル以外の取組

☆ICT を活用し、市民の健診受診動向や健康情報、医療情報等の分析を行うことで、市の健康課題を明確化し、効果的かつ効率的な保健事業を実施します。

☆健康管理システム（デジタル技術）を活用し、市で行う健診結果等、生涯の健康管理情報を一元化することで、より対象者に即したライフステージに応じた健康づくりを支援します。

☆特定健診やがん検診等各種健診を実施することで生活習慣病やがんの早期発見・早期治療を目指します。また、各種健診の受診率の向上を目的に中間市ホームページからの Web 申込等デジタル技術を活用することにより、受診の利便性向上を図ります。

☆健康に対する正しい知識の習得や健康づくり意識の高揚を図るため、QR コード等デジタル技術の活用により対象者が知りたい情報をすぐに見つけられるよう、周知、啓発活動に取り組むとともに、各種健康教室を開催します。

- 企業との包括連携協定等により、各種健診の受診勧奨活動の拡大及び企業の特徴を活かした健康教育を行います。
- 健診結果をもとに保健指導を実施することで生活習慣、食習慣の改善を促し重症化予防に努めます。
- 世代や分野を問わず、世帯全体の課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制の充実などにより、地域福祉の充実を図ります。
- 地域福祉の推進主体となる民生委員・児童委員や福祉に関わる団体等と連携し、活動内容の広報や活動の場の提供、人材確保の協力等の支援に努めます。
- 障がいに対する理解促進や地域での障害福祉サービスの充実などにより、障害者福祉の充実を図ります。
- 困りごとやニーズ等から不足する支援策について、自治会等と協力し、地域ごとの課題解決を図ります。
- 高齢者の社会参加の促進や地域包括ケアシステムの推進などにより、高齢者支援の充実を図ります。
- 市内の関係者と連携し、一人暮らしの高齢者の見守り事業を推進します。
- 介護予防の推進には地域の特色を活かし住民が主体となり運営する通いの場、住民相互の支援の場を作ることが重要であることから、引き続き住民主体の活動の後方支援を行い地域づくりとともに高齢者の健康を支えています。
- 介護予防や健康づくり事業として実施している青竹ふみ体操をはじめ、住民とともに、それぞれの目的に応じた健康づくりを推進します。
- 生活支援体制整備事業における買物支援として実施している「中間市青空市場」は利用者の安否確認や、地域コミュニティの場としての役割を果たしていることから、今後も地域住民主体の活動を支援していきます。

■KPI

重要業績評価指標（KPI）	【現状】 （令和5年度）	【目標】 （令和11年度）	備考
特定健康診査の受診率	38.5%	46%	
認知症サポーター養成講座受講者数	254人	500人	

(3) 多様な主体との連携・市民協働による地域づくりの推進

限られた財源の中で地域の課題解決や市民サービスの向上を図るために、民間事業者や市民、他自治体など多様な主体と幅広い分野で連携しさまざまな施策を実施することで、地域力の向上を目指します。

【主な取組】 ☆：デジタル関連の取組 ○：デジタル以外の取組

☆地域との繋がりをより一層強化するため、行政からの情報発信や自治会長同士の情報連携、自治会が行っている活動を広く周知するための手段として SNS 等を活用できるような環境整備に取り組みます。

- 「協働のまちづくり」の推進、自治活動・コミュニティ活動の促進などにより市民協働による地域づくりを推進します。
- 自治会、まちづくり協議会をはじめさまざまなまちづくりの主体が協働のまちづくりに参画し、地域課題の解決や目標達成につながる活動を支援します。
- 減少が続く自治会の加入率に歯止めをかけるため、他自治体で自治会加入率の向上を目指した取組や成功事例を参考にし、本市における取組を推進します。また、退会抑制策も併せて講じます。
- 行政と大学相互の人的・知的資源のさらなる交流・活用を図り、さまざまな分野で大学と連携したまちづくりをより一層展開するため、まちづくり等の充実を図ります。
- 民間事業者同士の連携や公民連携により、ノウハウや技術を生かした質の高いサービスを提供することができるよう支援します。
- 連携中枢都市圏「北九州都市圏域」による広域的な連携により、近隣市町と相互に連携・協力し、公共施設の相互利用などの取組を行い、必要な生活機能の確保を進め、地方圏における定住の受け皿を形成します。
- 公共施設及び学校施設の再編に伴う跡地活用を図るため、民間活力を取り入れた官民連携による地域活性化の取組により魅力を高め、市外からより多くの買い物客や観光客を呼び込めるような施策の展開を図ります。
- 遠賀川中間地区かわまちづくり計画の推進により、遠賀川の自然を活かした「人」と「まち」と「かわ」をつなぐにぎわいの場を創出するよう、多様な主体と連携して各種イベントを実施し、本市の魅力の向上に努めます。
- 遠賀川河川敷をにぎわいのある水辺空間として民間事業者等が安定的に営業活動が行えるよう、さまざまな主体と連携し協議を進めながら河川空間のオ

オープン化に取り組みます。

■KPI

重要業績評価指標（KPI）	【現状】 （令和5年度）	【目標】 （令和11年度）	備考
自治会の加入率	47.7%	50%	
連携協定等による各種 団体との連携事業数	23 事業	30 事業	

【用語解説】

*1 地域包括ケアシステム

要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように地域内で助け合う体制のことです。地域包括ケアシステムは、それぞれの地域の実情に合った医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制を目指しています。介護保険制度の枠内でだけ完結するものではなく、介護保険制度と医療保険制度の両分野から、高齢者を地域で支えていくものとなります。

*2 自主防災組織

地域住民が協力して「自分たちの地域を自分たちで守る」ために立ち上げる組織のことです。平常時には災害に備えた取組を実践し、災害時には被害を最小限に食い止めるための応急活動を行います。

また、復旧・復興時には、わがまちの再生のためにさまざまな取組を行います。

*3 自治体フロントヤード改革

住民と行政との接点（フロントヤード）の改革を進めることを指しています。具合的には、「書かないワンストップ窓口」などが該当し、今まで自治体 DX の主流であった「行政手続きのオンライン化」などの庁内業務の効率化とは別物として捉えられています。住民サービスの利便性向上と業務の効率化を進めることで、企画立案や相談対応への人的資源のシフトを促し、持続可能な行政サービスの提供体制を確保していくことを目的としています。

*4 RPA

ロボティックプロセスオートメーション(Robotic Process Automation)の略称であり、これまで人間のみが対応可能と想定されていた作業、またはより高度な作業を人間に代わって実施できるルールエンジンや AI、機械学習等を含む認知技術を活用して代行・代替する取組です。

*5 オープンデータ

「機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ」であり「人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもの」です。誰でも許可されたルールの範囲内で自由に複製・加工や頒布などができるデータを指します。

*6 デジタルリテラシー

活用されているデジタル技術に関する知識があること、デジタル技術を活用する方法を知っていることです。

推進する SDGs

	目標 3 すべての人に健康と福祉を		目標 10 人や国の不平等をなくそう
	目標 11 住み続けられるまちづくりを		